

# 6

活性化情報誌



# 中小企業かごしま

2023 第816号

- 特集1 鹿児島県内における中小企業のための助成・補助制度
- 特集2 消費者保護法と消費者契約法の改正



# 目次

---

特集1 鹿児島県内における中小企業のための助成・補助制度……	1
特集2 消費者保護法と消費者契約法の改正……	37
組合インタビュー……	45
●鹿児島県旅行業協同組合	
鹿児島の元気を発信！がんばる中小企業……	49
●丸武産業株式会社	
指導員が行く！組合イベント探訪記 ……	53
●「第13回鹿児島天文館まちゼミ」	
中央会の動き……	57
寄稿 中小企業こそリスクへの備えを！ 事業継続力強化計画から始めるリスクマネジメント……	61
インフォメーション……	62
業界情報……	63
令和5年4月 情報連絡員報告	
倒産概況……	66
令和5年5月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定……	67



## 鹿児島県内における 中小企業のための助成・補助制度

鹿児島県内の各市町の主な助成・補助制度をご紹介します。

詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置のための条件など、適用要件が詳細に設定されている場合があります。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	2～8	指宿市	17	肝付町	25
霧島市	8	薩摩川内市	18～21	和泊町	26
鹿屋市	9～11	日置市	21～23	志布志市	26～29
枕崎市	11～12	曾於市	23	奄美市	29～31
阿久根市	13～14	いちき串木野市	23～24	南九州市	32～33
出水市	15～16	始良市	24	伊佐市	34
西之表市	16	南さつま市	25	さつま町	35～36
垂水市	16				

○上記以外の町村に関しては、各役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。  
鹿児島県に関する助成・補助事業等については、下記ホームページでご参照下さい。

- ・商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>
- ・企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyo/index.html>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内の事業者向け支援情報  
(鹿児島県パンフレット及び県内市町村支援情報)  
<https://www.pref.kagoshima.jp/af01/covid-19kinkyutaisaku.html>

- ・原油価格高騰に係る関係機関の相談窓口及び融資制度について  
<https://www.pref.kagoshima.jp/ab11/kurashi-kankyo/syohi/price/oil/soudanmadoguti.html>

- ・借換需要等に対応した県中小企業融資制度資金の創設について  
<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyo-rodo/syoko/yushi/saishin/bansousiengatakarikaesiensikin.html>



商工業関係



企業立地関係



コロナ関係  
県パンフ及び市町村情報



原油価格高騰関係  
相談窓口及び融資制度



伴走支援型  
借換支援資金



## 鹿児島市

### 鹿児島市中小企業者特別支援金



鹿児島市

概要	長期化する原油価格・物価高騰の影響により、売上高に対する営業利益の割合などが減少している中小企業者等の事業継続を支援するため、中小企業者特別支援金を給付
対象者	以下の全ての要件を満たす者 (1) 鹿児島市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等（中小企業等協同組合も対象） (2) 物価高騰等の影響を受けていること (3) 令和4年を6か月以上含む事業年度の売上総利益率又は売上高営業利益率が前年度と比較して3%ポイント以上減少していること (4) 今後も事業を継続する意思があること (5) 申請者等が暴力団等に関与していないこと
支援金額	法人：20万円 個人事業主：10万円 ※一律給付で、1回限り
申請受付期間	令和5年5月1日（月）～令和5年10月2日（月）（消印有効）

【お問合せ】 中小企業者特別支援金コールセンター TEL:099-272-9871

### 【鹿児島市産業局産業振興部産業支援課商業サービス係 担当分】

### 元気の出る中小企業支援事業




鹿児島市


概要	商店街や中小企業者で組織する団体等の自主的な研修会開催や、中小企業者の中小企業大学校人吉校の研修受講に対し助成
対象者	【研修会の開催】 (1) 鹿児島市中小企業振興助成条例第2条第2号に規定する商店街振興組合や事業協同組合等 (2) 産業振興や街づくりの目的を持って、自主的に活動している鹿児島市内の事業者の会員数15人以上のグループで会則及び会員名簿を備えているもの（法人を除く） 【研修の受講】 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者を基本とし、中小企業大学校人吉校が定める受講対象企業
対象事業	【研修会の開催】 (1) 生産力の向上、取引力の強化、ICT活用、社会環境（税制等）の変化への対応、事務の効率化、コストパフォーマンスの向上、職場環境改善など団体の構成員の事業活動に関するテーマ (2) 商店街の活性化、地域の賑わい創出など街づくりに関するテーマ 【研修の受講】 中小企業大学校人吉校で開催される研修
対象経費	【研修会の開催】 外部から講師を招へいた場合の講師に支払う謝金、鹿児島県内の離島又は鹿児島県外から講師を招へいた場合の講師に支払う旅費、研修会の開催に係る会場又は機器等の使用料 【研修の受講】 受講料
補助率及び補助上限額等	【研修会の開催】 補助率 対象経費の1/2以内 補助上限額 10万円（講師謝金4万円、講師旅費4万円、会場等の使用料2万円） 【研修の受講】 補助率 対象経費の1/2以内 補助上限額 5万円


小規模事業者 ICT 導入促進支援事業		鹿児島市
概要	小規模事業者の ICT を活用した業務プロセスの改善・効率化による生産性向上への取組みを 3 つのステップで支援 <b>【ステップ 1：専門家派遣】</b> 専門家（IT コーディネーター）を派遣し、経営や業務に関する課題の抽出を行い、課題解決のための導入計画の作成を支援 <b>【ステップ 2：ICT ツール導入助成】</b> ステップ 1 で作成した導入計画を実現するためのツール導入費用等を補助 <b>【ステップ 3：専門家派遣】</b> 専門家（IT コーディネーター）によるフォローアップ支援	
対象者	鹿児島市内に主たる事務所を有し、以下に該当する商工業者 (1) 卸売業・小売業・サービス業 5人以下 (2) 宿泊業・娯楽業 20人以下 (3) その他の業種 20人以下	
対象経費	専門家派遣	ICT ツール導入助成
		(1) ソフトウェア購入費（システム購入費等） (2) クラウド利用料（2 年分※先払い） (3) 導入関連費（設置費、作業料、マニュアル等作成費用等） (4) ハードウェア購入費（PC、タブレット、プリンター及びそれらの複合機器、POS レジ、モバイル POS レジ、券売機） ※既保有製品の機能追加費用、恒常的に利用されないもの、EC サイト制作費、リース・レンタル料は対象外 ※補助金交付決定前に導入した ICT ツールは対象外 ※(3)、(4) は補助対象となる有料のソフトウェアの導入又はクラウド利用料と併せて購入する場合には限り、補助対象経費となる
補助率及び補助上限額等	最大 5 回（1 回あたり 3 時間以内） 課題抽出～導入計画作成：上限 3 回 フォローアップ：上限 2 回 ※ 1 時間あたり 500 円の費用負担あり（別途、市から専門家へ 1 時間あたり 4,000 円（税込）を支払います）	補助率 対象経費の 1 / 2 以内 補助上限額 30 万円 ※ハードウェア購入費は 10 万円が上限
募集期間	ステップ 1・ステップ 2：令和 5 年 4 月 3 日～12 月 28 日 ステップ 3（ステップ 1、ステップ 2 終了後）：令和 6 年 2 月 29 日まで （先着順。予算に達し次第、終了）	


明るい商店街づくり支援事業		鹿児島市
概要	商店街の夜の魅力の創出や、消費者が安心して楽しく買い物ができる環境づくりのため、商店街・通り会の街路灯等の電気料金の一部を助成（省エネ電球の導入も対象）	
対象経費	街路灯等点灯事業	省エネ電球導入事業
	次のいずれか高い額 (1) 40m に 1 灯の終夜灯で換算した額 (2) 商店街が支払った電気料の 20% に相当する額	街路灯に設置する省エネ電球に係るリース料またはレンタル料の 1 / 2 以内
補助率及び補助上限額等	補助上限 1 商店街につき年額 100 万円以内	補助上限 1 商店街につき総額 100 万円以内





頑張る商店街支援事業 		鹿児島市
概要	商店街などが、商店街区域の活性化を図るために実施する事業に助成	
対象者	(1) 商店街振興組合、事業協同組合等の商店街の法人組織 (2) 法人組織でない任意の商店街・通り会 (3) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号ロに規定する会社 (4) 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動している団体 (5) 商業、サービス業又は製造業を営む3以上の事業者で構成するグループ	
要件	(1) 鹿児島市内に主となる事務所をおいていること (2) 定款、規約等をもち、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること (3) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある団体でないこと (4) 宗教的、政治的活動を目的とする団体でないこと (5) 納期の到来している市税を滞納していないこと (6) 上記対象者(3)～(5)の団体については、あらかじめ補助事業の実施場所となる商店街から同意を得ること など	
対象事業	イベント開催やフラッグ作成、イルミネーション装飾など、商店街の活性化を図るために実施する事業	
対象経費	事務経費、宣伝・啓発に必要な経費、イベントの実施に直接必要な経費、委託料・備品購入費等事業の実施に直接必要な経費、空き店舗の借上げ・整備にかかる経費	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の1/2以内 補助上限額 50万円以内（3以上の事業者で構成するグループは30万円）	

創業者テナントマッチング事業 		鹿児島市
概要	鹿児島市の中心市街地や団地核にある空き店舗への出店に対する補助	
対象者	鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等を修了し、かつ一定の要件を満たす方 ※空き店舗の賃貸借契約を締結する前にご相談ください。	
対象地域及び対象空き店舗	中心市街地 <sup>*1</sup> 又は都市機能誘導区域の団地核 <sup>*2</sup> にある空き店舗で、1階部分かつ3ヶ月以上賃貸されていないもの ※1 第3期鹿児島市中心市街地活性化基本計画で定める計画区域 ※2 かごしまコンパクトなまちづくりプランにおける都市機能誘導区域の団地核	
対象業種	小売業、飲食業及びサービス業 ※事務所等は対象外 ※原則、1日6時間以上営業する店舗 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者は除く	
対象経費	新規開業時の空き店舗の整備に要する経費で、工事着手日から営業開始日までに要した経費 ※什器、備品等の購入費は除く	
補助率及び補助上限額等	補助率 2分の1以内 補助上限額 100万円（空き店舗が中心市街地の商店街の区域内にある場合） 50万円（空き店舗が中心市街地の商店街の区域外にある場合、又は団地核内にある場合） ※1 補助対象者につき1回	
申請期限	予算の範囲内で実施する補助制度のため、予算の執行状況によっては、予告なく募集を終了する場合がありますため、申請する前に必ずお問合せください。	

組織化助成 		鹿児島市
対象事業	中小企業者が事業共同化を目的として、法人である事業協同組合等を組織した場合に助成	
対象者	鹿児島市内に主たる事務所を有する中小企業者が3分の2以上を占め、かつ、鹿児島市内において事業を行うもの等	
補助内容	補助額：5万円＋2千円×組合員数 補助限度額：10万円以内	

プレミアム付商品券等発行支援事業 		鹿児島市
概要	新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響が長期化する中、小売・サービス業等の事業者支援を行い、商店街の活性化を図るとともに、地域における消費の喚起及び下支えを行うため、プレミアム付商品券の発行などを行う商店街・通り会に対し助成	
対象者	(1) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (2) 商店街・通り会 (3) 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動している団体など	
要件	(1) 鹿児島市内に主たる事務所を有すること (2) 定款・規約等があること (3) 1年以上の活動実績があること など	
対象事業	補助対象者が実施するプレミアム付商品券の発行又は電子決済によるポイント付与に関する事業 ※商品券を使用できる期間（有効期限）又はポイント付与の対象期間は、6か月以内のものに限る ※商品券の利用期限及びポイント付与期限は、令和6年1月31日までとし、実績報告書を令和6年2月29日までに提出できるもの	
対象経費	(1) 商品券に上乗せするプレミアム負担額（プレミアム率の上限：20%）又は電子決済によるポイント付与額（ポイント付与率の上限：20%） (2) 事務経費（印刷費、広報費、換金手数料、委託料など）	
補助率及び補助上限額等	補助率 10分の10以内（プレミアム負担額、事務経費） 補助上限額 2,000万円 （プレミアム負担額の補助上限） 販売金額の10分の2 （事務経費の補助上限） 販売金額が、8,500万円超の場合600万円 販売金額が、8,500万円以下の場合300万円 ※複数の商店街、通り会等で構成する組織（連合会組織等）で、構成する団体数が2～4の組織は2倍、5以上は3倍を補助限度額とする	
申請期限	令和5年8月31日（予算に達し次第、終了）	


共同施設設置助成 		鹿児島市
概要	商店街などが構成員の事業共同化のための共同施設や市民の利便を図るための街路灯やアーケードなどを設置する場合に助成	
対象者	(1) 事業協同組合、商店街振興組合などの法人組織 (2) 商業・サービス業を営むものが原則として15以上近接している商店街 など	
対象となる共同施設	(1) 構成員の事業共同化のための共同施設 (2) 市民の利便に役立つ共同施設（街路灯、小緑地・広場、公衆トイレ、休憩施設、アーケード、カラー舗装、駐車場、駐輪場、アーチ、その他商店街の環境整備に関するもの）	
補助率及び補助上限額等	詳細はHPをご覧ください	


桜島降灰対策事業 		鹿児島市
概要	桜島の降灰から快適な都市環境と美観を守り、快適な街づくりを推進するため、商店街・通り会が降灰除去や降灰除去機を購入する場合に助成（克灰袋の無料配付も実施）	
対象経費	降灰除去機を購入、アーケードの降灰除去	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の1/2以内 補助上限 降灰除去機を購入5万円 アーケードの降灰除去20万円（1団体につき年2回まで）	


【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業支援課商業サービス係 TEL:099-216-1322



【鹿児島市産業局産業振興部産業支援課ものづくり係 担当分】

E C サイト導入等支援事業 		鹿児島市
概要	E C（電子商取引）サイト等の導入、リニューアルに係る費用を補助	
対象者	鹿児島市内に事業所がある中小企業者やそのグループ、団体等 ※グループや団体等は、市内に事業所がある中小企業者等の3者以上で構成され、その構成員の3分の2以上が市内の中小企業者等であること	
要件	(1) 補助対象事業（E Cサイトの導入等）に対し、国や県、市が行う他の事業から補助金交付を受けていないこと (2) 令和6年2月29日までに完了（実績報告書の提出）すること	
対象経費	E Cサイト・アプリケーションの導入、リニューアルに関する委託料等 ※独自サイトの導入、リニューアルに関するものに限る ※パソコンやタブレットなどの購入費用、導入後の保守管理費は対象外 ※E Cサイト等作成事業者は地場産業の振興のため原則として、鹿児島市内の事業者 ※対象経費の支払先が、補助事業者等と資本関係がある事業者、補助事業者の代表者若しくは補助事業者等の役員の属する企業又は補助事業者等の配偶者若しくは2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等である場合は補助対象外	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の1/2 補助上限額 25万円	
申請期限	令和5年6月30日まで（選定により50件程度決定）	


「メイドインかごしま」支援事業 		鹿児島市
概要	中小企業者（製造業者）等の経営力強化、製品開発や販路拡大にかかる経費の一部を助成	
対象者	市税を滞納していない中小企業者（製造業者）等で、次のいずれにも該当する方 (1) 鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業者のグループ等であること ※グループ等の場合、3社以上で構成する中小企業者の3分の2以上が市内に主たる事業所を有すること (2) 補助金等交付決定日以降に応募する計画に着手し、当該年度の末日までにその事業が完了できる者であること (3) 本事業による補助金を3か年度を超えて受けていないこと ※1年度内に支援を受けられるのは、「経営力強化事業」「新製品等支援事業」「販路拡大推進事業」「We bマーケティング推進事業」の支援区分それぞれで1事業まで ※一部、補助対象者を製造業者に限らないものもあり	
対象事業・対象経費・補助率及び補助上限額等	詳細はHPをご覧ください	
申請期限	受付は先着順（一部選考）	

製造業アドバイザー派遣事業 		鹿児島市
概要	製造業者を対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、ホームページの立ち上げ・ネット販売、販路開拓、ISOの取得やインボイス制度などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣	
対象者	(1) 鹿児島市内の製造業者 (2) 鹿児島市内の製造業グループ（鹿児島市内の2以上の製造業者等で構成され、構成員の3分の2以上が製造業者であるグループ） ※製造業者とは、中小企業支援法第2条に該当する中小企業者のうち、製造業または加工業を行う業者	
補助率及び補助上限額等	1企業につき年2回まで無料でアドバイザーを派遣 ※規定の限度額を超えるアドバイザーの派遣を希望する場合は超えた分を負担 ※1回の指導時間は3時間以内	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業支援課ものづくり係 TEL:099-216-1323





## 【鹿児島市産業局産業振興部産業政策課企画調整係 担当分】

輸出チャレンジ支援事業 		鹿児島市
概要	鹿児島市の中小企業者等が、販路を拡大するため、海外で開催される合同展示会等に出展する経費や海外市場調査等を実施する経費、海外現地視察に要する経費の一部を助成	
対象者	鹿児島市に主たる事業所を有する中小企業者等（納期が到来している市税を完納していること） ※中小企業者等とは、中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、個人事業主も含む ※事業協同組合、企業組合及び商工組合など、中小企業者で構成する団体等も対象 ※暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団に参与している事業者等は対象外	
対象事業	(1) 国、県、その他国内の公的機関・団体（日本貿易振興機構（ジェトロ）、鹿児島県貿易協会等）、金融機関又は開催国の公的機関の主催、共催又は後援により、海外で開催される展示会等（展示会、見本市及び商談会並びに商談を伴うミッション等）へ出展又は参加する事業 (2) 海外市場のニーズ等を調査する事業 (3) 海外現地視察を実施する事業（国、県、その他公的機関・団体等が主催する海外現地視察事業等への参加を伴うものに限る） ※(1)はオンラインでの参加も可 ※申請時点で、上記事業を実施することが決定又は決定見込みであること ※令和6年3月末日までに事業が完了すること	
対象経費	出展料、専門家に対する委託料や謝金等、現地視察への参加費用、渡航費、宿泊費（補助対象事業実施期間中に係る宿泊費に限る。）、広告宣伝活動費、通訳費及び翻訳費、製品等の輸送費、その他、市長が必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の1/2以内 補助上限 20万円	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業政策課企画調整係 TEL:099-216-1318

## 【鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課 担当分】

トライアル雇用支援金 		鹿児島市
概要	雇用機会の拡大及び安定的な雇用の確保を図るため、国のトライアル雇用助成金支給決定後も引き続き対象労働者を雇用している事業主に対し、トライアル雇用支援金を支給	
対象者	鹿児島市内に事業所を有し、下記の対象労働者をトライアル雇用として雇い入れ、国のトライアル雇用助成金（一般トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）の支給決定を受けた次の要件をいずれも満たす事業主 (1) 納期の到来している市税を完納していること (2) 申請日において引き続き対象労働者を雇用していること	
対象労働者	トライアル雇用開始時点で鹿児島市内に住所を有し（鹿児島市に住民登録があること）、国のトライアル雇用助成金の支給対象労働者として、市内に事業所を有する事業主に雇用された方	
補助率及び補助上限額等	対象労働者に対する国のトライアル雇用助成金の支給決定金額の2分の1	
申請期限	国のトライアル雇用助成金の支給決定日の翌日から起算して6か月以内	

就職困難者等雇用奨励金 		鹿児島市
概要	鹿児島市内に在住する障害者、高齢者、母子家庭の母等、生活保護受給者等その他就職が特に困難な者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇用した中小企業の事業主に奨励金を支給	
対象者	鹿児島市内に事業所を有し、国（労働局）の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けており、かつ、納期の到来している市税を完納しているもの	
対象労働者	雇用開始時点で鹿児島市内に住所を有し（鹿児島市に住民登録があること）、国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象労働者として、市内に事業所を有する事業主に雇用された方	
補助率及び補助上限額等	詳細はHPをご覧ください	
申請期限	国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定日の翌日から起算して12か月以内	



ものづくり職人育成支援金		鹿児島市
概要	ものづくり分野の技能継承、技術力向上等を図るとともに、鹿児島市内事業所の人材育成を支援するため、事業主に対し、鹿児島市職業訓練センターで実施される職業訓練に要する経費の一部を助成	
対象者	鹿児島市内に事業所を有し、雇用する従業員に、鹿児島市職業訓練センターで実施される職業訓練を受講させ、その職業訓練に係る経費を負担する事業主 ※納期の到来している市税を完納していること	
対象経費	鹿児島市職業訓練センターで職業訓練を実施する鹿児島高等技術専門校に支払う「入学金」及び「授業料」 ※従業員が鹿児島高等技術専門校に入校する日から卒業する日までの期間	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の1/2以内	
申請期限	毎年度、従業員が訓練を受ける訓練科のその年度における最初の訓練が実施されるまで	

退職金共済制度への加入促進		鹿児島市
概要	中小企業の人材確保と従業員の福祉の増進を図り、企業の発展に寄与するため、「中小企業退職金共済制度」、「鹿児島商工会議所特定退職金共済制度」、「鹿児島県中小企業団体中央会特定退職金共済制度」に新たに加入した事業主に、掛金の一部を補助	
対象者	次の各号の全てに該当する共済契約者（中小企業の事業主） (1) 鹿児島市内に事務所又は事業所を有するもの (2) 新規に共済契約を締結した月から引き続いて12か月分の掛金を納付している共済契約者 (3) 納期の到来している市税を完納しているもの	
補助金の額	被共済者1人につき、掛金の額（掛金の額が5,000円を超えるときは5,000円）の12か月分に相当する額に100分の20を乗じて得た額	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課 TEL:099-216-1325

【鹿児島市環境局環境部再生可能エネルギー推進課 担当分】

太陽光deゼロカーボン促進事業補助金		鹿児島市
概要	太陽光発電システム等の設置に対して補助	
対象者	太陽光発電システムを自らが所有する建物に自らが使用する目的で設置し所有する事業者で、実績報告書の提出日において鹿児島市内に事業所・営業所を有し、市税を完納している事業者	
補助対象	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、付属品（接続箱等）、工事費	
補助率及び補助上限額等	補助金額 環境管理事業所でない事業所 1万5千円/kW（上限30万円） 環境管理事業所 3万円/kW（上限60万円）	
申請期限	令和6年3月29日 ※申請順に受付を行い、予算に到達したら申請受付は終了 ※支所での申請や郵送での申請は不可	

【お問合せ】 鹿児島市環境局環境部再生可能エネルギー推進課 TEL:099-216-1479


## 霧島市


■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 霧島市商工観光部商工振興課 TEL: 0995-64-0912

## 鹿屋市

### 【鹿屋市農林商工部商工振興課雇用推進係 担当分】

鹿屋市求人情報発信支援事業補助金 		鹿屋市								
概要	市内事業者の人材確保支援を図るため、採用意欲のある市内企業を対象に新たに就職支援事業者のサポートを受け、就職情報サイトを活用して求人情報を掲載する費用等を補助									
対象者	(1) 市内に本社を有する事業者（法人又は個人事業主） (2) 市内事業所で正社員の雇用を予定していること (3) 雇用条件等に対し助言を受け求人情報を掲載する事業者 (4) 市税の滞納がないこと									
補助対象経費	新たに就職情報支援事業者（有料職業紹介事業の許可業者。就職情報サイト運営業者を含む）のサポートを受け、就職情報サイトへ求人情報を掲載する費用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期費</td> <td>初期登録に係る費用</td> </tr> <tr> <td>掲載費</td> <td>求人広告掲載料経費等（掲載期間1年以内）</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>雇用条件等に対する助言及び取材・原稿作成等の経費</td> </tr> </tbody> </table> ※補助金の交付は、1事業者あたり1回限り		区分	補助対象経費	初期費	初期登録に係る費用	掲載費	求人広告掲載料経費等（掲載期間1年以内）	委託費	雇用条件等に対する助言及び取材・原稿作成等の経費
区分	補助対象経費									
初期費	初期登録に係る費用									
掲載費	求人広告掲載料経費等（掲載期間1年以内）									
委託費	雇用条件等に対する助言及び取材・原稿作成等の経費									
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1 補助上限額：30万円									
申請期限	令和6年2月9日（今年度予算の応募枠に達し次第受付終了）									

鹿屋市若者人材採用活動支援事業 		鹿屋市																	
概要	市内事業者の若者人材採用活動を支援するため、若者を採用する意欲のある市内企業を対象にインターンシップや合同企業説明会出展等の取組に関する費用等を補助																		
対象者	(1) 市内に本社を有する事業者（法人又は個人事業主） (2) 市内事業所で正社員の雇用を予定していること (3) 若者人材の採用活動を積極的に取り組む事業者 (4) 市税の滞納がないこと																		
補助対象経費	次の表に掲げる費用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">インターンシップの取組に係る費用</td> <td>初期費</td> <td>初期登録に係る費用</td> </tr> <tr> <td>情報発信費</td> <td>インターンシップ情報サイト掲載費、DM発信費</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>インターンシップ受入れプログラムの作成費</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">合同企業説明会等出展に係る費用</td> <td>手数料</td> <td>合同企業説明会等の出展料</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>出展ブース装飾製作委託費</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>パンフレット等印刷製本費</td> </tr> </tbody> </table> ※補助金の交付は、1事業者あたり1回限り		区分	補助対象経費	説明	インターンシップの取組に係る費用	初期費	初期登録に係る費用	情報発信費	インターンシップ情報サイト掲載費、DM発信費	委託費	インターンシップ受入れプログラムの作成費	合同企業説明会等出展に係る費用	手数料	合同企業説明会等の出展料	委託費	出展ブース装飾製作委託費	印刷製本費	パンフレット等印刷製本費
区分	補助対象経費	説明																	
インターンシップの取組に係る費用	初期費	初期登録に係る費用																	
	情報発信費	インターンシップ情報サイト掲載費、DM発信費																	
	委託費	インターンシップ受入れプログラムの作成費																	
合同企業説明会等出展に係る費用	手数料	合同企業説明会等の出展料																	
	委託費	出展ブース装飾製作委託費																	
	印刷製本費	パンフレット等印刷製本費																	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の2分の1 補助上限額：30万円																		
申請期限	令和6年2月9日（今年度予算の応募枠に達し次第受付終了）																		

【お問合せ】 鹿屋市農林商工部商工振興課雇用推進係 TEL:0994-31-1164




【鹿屋市農林商工部産業振興課企業支援係 担当分】

鹿屋市サテライトオフィス誘致促進事業補助金		鹿屋市
概要	「地方に住み働く職住近接のライフスタイル」及び「企業の成長戦略」としての鹿屋市内への新規サテライトオフィス設置を行う事業者に対して、予算の範囲内で初期投資を支援	
対象者	以下のすべての要件を満たす者 (1) 鹿屋市内に事業所を有しない鹿児島県外の事業者であること (2) 3年以上継続して設置目的の業務を継続することが見込まれること (3) 市税に滞納がないこと (4) 鹿屋市から指定を受けたサテライトオフィスであること	
対象事業	(1) 開設事業      サテライトオフィスとして活用できるよう事務所の整備を行う事業 (2) 運営事業      新たに開設したサテライトオフィスを継続して運営する事業 (3) 雇用促進事業      サテライトオフィスにおける業務を行うため、新たに雇用する事業	
対象経費	(1) 開設補助金      オフィス購入費・改築・改修・修繕、回線引込料等 (2) 運営補助金      オフィス賃借料（共益費を含む）、回線使用料、設備機器購入、機器使用料、車両購入（100万円以内）、車両リース料、本社等への出張旅費等サテライトオフィスの運営に要した経費 (3) 雇用補助金      サテライトオフィスにおける事務に従事させるために、雇い入れた鹿屋市民の人数	
補助率及び補助上限額等	補助率 (1) 開設補助金      対象経費の1/2以内 (2) 運営補助金      対象経費の1/2以内 (3) 雇用補助金      正規：25万円/人、非正規：15万円/人 補助上限額 (1) 開設補助金      400万円 (2) 運営補助金      400万円 (3) 雇用補助金      100万円 ※開設補助金と運営補助金は合計400万円が上限	
申請期限	申請の前に下記お問合せ先まで相談が必要	

鹿屋市副業人材活用支援補助金		鹿屋市
概要	鹿屋市内の事業者が副業人材を活用して、成長戦略の実現、経営課題等を解決する新たな取組を実施する場合、副業人材の活用に係る経費の一部を助成	
対象者	(1) 市内に主たる事業所を有する事業者 (2) 過去にこの補助金を受けたことが無い事業者 (3) 市税に滞納が無い事業者 (4) 政治活動や宗教活動等を目的とした組織等ではないこと	
対象事業	副業人材又は副業マッチング支援企業等と契約を締結し、副業人材を活用して、成長戦略の実現及び経営課題等を解決するために実施する新たな事業	
補助対象経費	(1) 副業人材へ支払った経費（旅費を除く） (2) 副業マッチング支援企業等へ支払った経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：5万円以内（ただし、予算の範囲内とする）	


【お問合せ】 鹿屋市農林商工部産業振興課企業支援係 TEL:0994-31-1180

【鹿屋市農林商工部産業振興課かのや食・農商社推進室 担当分】

かのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金（販路開拓支援）				鹿屋市
概要	地域資源及び地域資源を活用して開発した商品の販路開拓に必要な展示会、商談会等への参加に要する経費の一部を助成			
対象者	鹿屋市内に住所を有し、市税の滞納がない個人又は事業者			
対象経費	補助対象経費		国内	国外
	出展料		○	○
	リース代、工事代、電気代、使用料		○	○
	サンプル提供に係る商品代及び送料		○	○
	商品PR業務を委託する場合の費用		○	○
	振込手数料		○	○
	通訳代		○	○
その他市長が必要と認める経費		○	○	
補助率及び補助上限額等	補助率	対象経費の1/2以内		
	補助上限額	国内：10万円以内（1年度につき2回まで） 国外：20万円以内（1年度につき1回まで）		
申請期限	随時（予算上限となるまで）			

【お問合せ】 鹿屋市農林商工部産業振興課かのや食・農商社推進室 TEL:0994-31-1180

## 枕崎市

令和5年度枕崎市雇用維持等支援事業補助金				枕崎市
概要	新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員を休業させた場合の休業手当に係る国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。）の支給決定を受けた市内事業者に対して、市独自で上乗せして補助			
対象者	枕崎市内に住所または事業所を有している事業主で、国の雇用調整助成金の特例措置における緊急対応期間（令和2年4月1日～）において、休業を実施したことにより雇用調整助成金の支給を受けた方			
補助率及び補助上限額等	(1) 国の助成率区分2/3の場合（原則的な措置の場合） 補助率：国支給決定金額×1/2以内の額			
	(2) 国の助成率区分2/3の場合（「特に業況が厳しい事業主」で解雇等を行った場合） 補助率：国支給決定金額×1/2以内の額			
	(3) 国の助成率区分9/10の場合（「特に業況が厳しい事業主」で解雇等を行わない場合） 補助率：国支給決定金額×1/9以内の額			
	(4) 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする場合 補助率：国支給決定金額のうち休業手当支払率60%以内の部分の1/9以内の額 補助額：1事業者あたり月額20万円 ※雇用調整助成金に係る教育訓練に係る手当は補助対象外			
申請期限	雇用調整助成金の支給決定を受けた日から3か月以内 ※令和6年3月31日まで			



令和5年度枕崎市雇用調整助成金申請費補助金		枕崎市
概要	新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。）の申請を社会保険労務士の依頼した場合に要した費用について市が補助	
対象者	枕崎市内に住所または事業所を有している事業主で、国の雇用調整助成金の特例措置における緊急対応期間において、休業を実施したことにより雇用調整助成金を申請した方	
対象経費	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士などに依頼した場合に要する費用	
補助額	1事業者あたり上限10万円 ※上限額に達するまで複数回の申請可	
申請期限	雇用調整助成金の支給決定を受けた日から3か月以内 ※令和6年3月31日まで	

特産品販路拡大支援事業		枕崎市
概要	物産展等に出展する経費のうち、出展料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費、新型コロナウイルス感染防止対策費その他必要と認められる経費について補助	
対象者	(1) 枕崎市内に本店又は主たる事業所を有している者 (2) 市税を滞納していない者	
補助対象事業	物産展等とは、物産展、商談会、見本市、博覧会、催事等で、国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催し、共催し、又は後援するもの	
補助対象経費	出展料、小間等装飾等、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費、新型コロナウイルス感染防止対策費その他必要と認められる経費 ※消費税を除いた額が対象	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2以内の額 補助上限額：30万円 ※上限額の30万円に達するまで複数回の申請可	
申請受付期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	

枕崎市新規雇用創出就労環境改善事業補助金		枕崎市
概要	若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の環境改善、雇用の拡大を推進するため、積極的に就労環境の改善に取り組む枕崎市内事業者に対し、補助金を交付	
対象者	次のいずれにも該当する事業者 (1) 枕崎市内に本社及び事業所を有していること (2) 労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っている事業者 (3) 令和2年4月1日以降に、就業時年齢満40歳未満の者を正社員または正職員として新たに雇用していること (4) 市税等の滞納がないこと	
補助対象経費	(1) ハード事業（次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの） ・ 福利厚生施設の整備（従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所等） ・ 労働時間管理適正化システム等の整備（タイムレコーダーや勤務時間管理システムの導入等） ・ 職場環境改善のための設備導入（喫煙室の設置や分煙設備の導入） (2) ソフト事業 ・ 制服及び作業着の支給や貸与 ・ その他特に市長が必要と認める事業	
補助率及び補助上限額	(1) ハード事業 補助率：2分の1以内 補助上限額：100万円 (2) ソフト事業 補助率：2分の1以内 補助上限額：20万円	

【お問合せ】 枕崎市水産商工課商工振興係 TEL:0993-76-1667

## 阿久根市

### 阿久根市新商品開発支援事業補助金



阿久根市

概要	阿久根の観光資源や地域資源を活用した商品やサービスの企画・開発をおこなう事業者などに対し補助金を交付
対象者	阿久根市内の中小企業者・小規模企業者もしくは農林水産業者または阿久根市内の中小企業者・小規模企業者もしくは農林水産業者の組織する団体
補助対象事業	阿久根市内の事業者などが継続的な製造および販売を目的としておこなう新たな商品の開発事業
補助対象経費	試作および実験に係る原材料費、機械装置・設備類の購入費および借上料、製造および改良に係る加工料、パッケージ・ラベルなどのデザインの開発および作成に係る経費、調査分析に係る経費、専門家などの招へいに係る経費、施設整備などに係る経費、マーケティング・調査に係る経費、新商品の商談会への出展など販路開拓・販路拡大に係る経費
補助率及び補助上限額等	補助率：2分の1以内 補助上限：60万円 ※機械装置・設備類の購入費を含む場合は、100万円を限度


### 阿久根市飲食店店舗改装費等補助金



阿久根市

概要	「食のまち阿久根」の魅力を最大限に引き出し、より多くの阿久根ファンを獲得するため、店舗の改装や接客の向上を図ろうとする市内で飲食業を営む事業者に対し補助金を交付
対象者	次の要件に全て該当する店舗の所有者または使用者 (1) 補助対象工事などについて、この補助金その他の制度による助成を受けていないこと (2) 補助対象工事などの完了日から起算して3年間、店舗の転売および処分をおこなわないこと (3) 補助対象工事などの実施に当たっては、市内に主たる事業所もしくは営業所を有し、かつ、建設業許可を受けている施行業者を利用すること (4) 市税などを滞納していないこと (5) 阿久根市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有していないこと
対象店舗	次の要件に全て該当する店舗 (1) 日本標準産業分類の大分類M—宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76—飲食店に該当する事業をおこなう店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号に規定するものを除く） (2) 現に食品衛生法に基づく営業許可を受け、飲食スペースを有し年間を通じて営業をおこなっている店舗（コンビニエンスストア、カラオケボックス業は除く） (3) 賃貸による使用者がある場合（予定を含む）は、賃貸契約が締結されている店舗
補助対象工事等	外壁の張替え、塗装、補修または補強、壁、床および天井の張替え、補修または補強、トイレの改装（便器の取替えを含む）、看板および暖簾の取替えまたは補修、従業員の制服の購入、その他阿久根市長が特に必要と認めるもの
補助率及び補助上限額等	補助率：2分の1以内 補助上限：50万円



阿久根市 E C サイト・ホームページ開設等支援事業		 阿久根市
概要	地域経済の活性化を図るため、新たな販路の確保や企業の魅力発信のため E C サイトまたはホームページの開設などをおこなう市内事業者を対象に補助金を交付	
対象事業	(1) 自社型 E C サイトの新規開設 (2) 自社型 E C サイトのリニューアル (3) モール型 E C サイトの新規開設 (4) モール型 E C サイトのリニューアル (5) 自社ホームページの新規開設 (6) 自社ホームページのリニューアル	
対象者	<b>【E C サイト（自社型・モール型）の新規開設・リニューアル】</b> (1) 市内の農林水産業者もしくは中小企業者または農林水産業者もしくは中小企業者の組織する団体であること (2) 事業内容が公序良俗を害するものでないこと (3) 市税など（市税その他納付すべき市の歳入をいう）を滞納していないこと (4) 阿久根市暴力団排除条例（平成24年阿久根市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有していないこと <b>【自社ホームページの新規開設・リニューアル】</b> (1) 本社、本店または主たる事業所を市内に有していること (2) 事業内容が公序良俗を害するものでないこと (3) 市税など（市税その他納付すべき市の歳入をいう）を滞納していないこと (4) 阿久根市暴力団排除条例（平成24年阿久根市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有していないこと	
補助対象経費	<b>【E C サイト（自社型・モール型）の新規開設・リニューアル】</b> (1) 初期費（初期登録料、サーバー契約料、新規ドメイン取得料、SSL導入費、その他 E C サイトの開設に係る経費） (2) 月額費（月額出店料、サービス使用料、その他 E C サイトの運営に係る経費（売上に伴い発生する経費は対象外）） (3) 委託費（E C サイトの開設、リニューアル、商材写真撮影、運営管理、販売戦略指導その他補助対象事業の一部の委託に係る経費） (4) 広告宣伝費（事業の効果を高めるためにインターネットを通じておこなう広告宣伝に係る経費（ただし、事業の完了日までに実施するものに限る）） (5) その他市長が特に必要と認める経費 <b>【自社ホームページの新規開設・リニューアル】</b> (1) コンテンツ制作等費（販売などを直接の目的とするものおよび主たる事業活動に該当しないものを除く撮影および取材に要する経費など） (2) サーバー契約料 (3) 独自ドメイン取得料 (4) SSL導入費 (5) ホームページ作成ソフト購入費 (6) その他市長が特に必要と認める経費 ※補助の対象となる事業の実施に係るインターネット環境を整備するための備品購入費、インターネット回線使用料などは補助対象外 ※補助対象経費のうち、契約料や利用料などで、月額で支払うものは、3か月相当分を限度とする	
補助率及び補助上限額等	補助率	2分の1以内
	補助上限	(1) 自社型 EC サイトの新規開設：40万円 (2) 自社型 EC サイトのリニューアル：10万円 (3) モール型 EC サイトの新規開設：25万円 (4) モール型 EC サイトのリニューアル：10万円 (5) 自社ホームページの新規開設：40万円 (6) 自社ホームページのリニューアル：40万円

【お問合せ】 阿久根市商工観光課商工振興係 TEL:0996-73-1278



## 出水市

### 出水市新規創業事業等支援補助金



出水市

概要	市内建築業者を利用して、新規創業・第二創業に要する店舗、事務所、工場等の整備を行う方に、対象経費の一部を補助
対象者及び要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出水市内において店舗等を開設又は改修して、新規に創業して事業を開始しようとしていること</li> <li>(2) 出水商工会議所又は鶴の町商工会が主催する創業に係る研修又は経営指導を受けており、かつ、推薦を受けていること</li> <li>(3) 市税を滞納していないこと</li> <li>(4) 店舗所有者の同意を得ていること</li> <li>(5) 2年以上営業を継続できる見込みがあること</li> <li>(6) 開業日から起算して1年以内に申請</li> <li>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者</li> </ol> <p>※同一店舗及び同一補助対象者につき1回限りとする</p>
対象店舗	フランチャイズチェーンに加盟する小売店舗（本市に本部があるものを除く。）又は大規模小売店舗の内部にある店舗等ではないこと
対象業種	製造業、情報通信業、卸売業、小売業、保険業、デザイン業、獣医業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、理容・美容業、教育・学習支援業、医療・福祉事業等のサービス 等
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費の30% 補助上限額：上限60万円

### 出水市新規創業者等家賃補助事業補助金




出水市

概要	出水市内の空き店舗や空き家等を利用して創業をされた方に、2年間に渡り店舗に係る家賃の一部を補助
対象者及び要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出水市内において空き店舗等を直接その所有者から賃借して、新規創業事業等（新規創業・第二創業に限る）を開始していること</li> <li>(2) 本市の区域内において、他の店舗を廃業し、若しくは休業し、又は他の店舗を移転したものでないこと</li> <li>(3) 2年以上営業を継続できる見込みがあること</li> <li>(4) 出水商工会議所又は鶴の町商工会が主催する創業に係る研修又は経営指導を受けており、かつ、推薦を受けていること</li> <li>(5) 市税等を滞納していない者</li> <li>(6) 市民生活の安全と平穏を阻害するおそれがないこと</li> <li>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者</li> <li>(8) 営業開始日から起算して1年以内に申請</li> </ol> <p>※毎月、前月分の実績報告が必要</p>
対象事業	製造業、情報通信業、卸売業、小売業、保険業、デザイン業、獣医業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、理容・美容業、教育・学習支援業、医療・福祉事業等のサービス 等
補助金交付期間	補助金の交付決定をした月から2年間 1年目…対象物件に係る賃借料の2分の1に相当する額（月額5万円を上限） 2年目…対象物件に係る賃借料の4分の1に相当する額（月額2万5千円を上限）

【お問合せ】 出水市商工観光部商工観光課商工労政係 TEL: 0996-63-4040



出水市地場産業販路拡大事業支援補助金		出水市
概要	 地元農林水産品を活用した特産品、観光PR商品、工業製品など、出水市内で製造された製品を国内外で開催される展示会、見本市、商談会等の出展に要した費用の一部を助成	
対象者	出水市に主たる事業所を有し、市税の滞納等がない以下のいずれかに該当する方（法人又は個人） (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、発行済株式の総数の2分の1を超える株式又は出資額2分の1を超える額を大企業者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。）が有していないもの (2) 本市と立地協定を締結している事業者 (3) 本市が整備又は管理をする工業団地等に立地する事業者 (4) 農林水産物の生産、加工、販売等を行う者（法人又は団体にあつては、(1)に規定する規模を超えない者に限る。） (5) 製品等の販売を委託された卸売又は小売を主たる業務とする者（法人又は団体にあつては、(1)に規定する規模を超えない者に限る。）	
対象製品	出水市内で生産、製造された以下のいずれかに該当するもの (1) 市内で生産された農林水産品 (2) 主たる原材料が市内産であるもの (3) 本市の名称、市内の観光資源等に関連した製品又は容器包装の製品 (4) 工業製品、製造技術、自社開発システム及びコンテンツ (5) その他市産業発展又は雇用増進に寄与するもので市長が特に認めたもの	
補助対象経費	出展（小間）料、展示装飾費、翻訳・通訳経費、出展物輸送費、旅費宿泊費、コンサルタント料、広告宣伝活動費、商品又はパッケージ開発費、その他出水市長が必要と認める経費	
補助対象事業	(1) 国内の販路拡大事業 製品等の宣伝広告を主な目的とし、2日間以上の期間連続して開催されるもの又は商談を主な目的とし、国内10社又は国外5社以上のメーカー等が参加するもの ※国若しくは地方公共団体が主催、共催若しくは後援をし、又はこれらに準ずる公的機関、金融機関、百貨店等が関与するもの（市の他の補助金の交付を受けているものを除く。） (2) 国内外の販売を伴う販路拡大事業 県外都市圏で開催される製品等の販売会で、製品等への講評を消費者から直接徴するもの ※国若しくは地方公共団体が主催、共催若しくは後援をし、又はこれらに準ずる公的機関、金融機関、百貨店等が関与するもの（市の他の補助金の交付を受けているものを除く。） (3) 国外の販路拡大事業 具体的な商談又は市場調査を主な目的とし、現地2社以上のメーカー等が参加するもの	
補助率及び補助上限額等	補助率：1/2（販売を伴うものについては、1/3）、補助上限額：50万円 ※申請回数は、市長が定める期間ごとに、通算で上限額に達するまで	

【お問合せ】 出水市商工観光部商工観光課観光振興係 TEL:0996-63-4061

## 西之表市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 西之表市経済観光課 TEL:0997-22-1117

## 垂水市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 垂水市水産商工観光課 TEL:0994-32-1111

## 指宿市

### 指宿市コア店舗出店支援事業補助金



指宿市

概要	集客力向上、店舗環境の改善及び魅力あるコア店舗づくりのために、市内の建築業者を利用して店舗の新築、改修等の工事を行った事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付											
補助金の交付対象者及び対象施設	<p>【補助対象者】 市内に住民登録のある個人又は本市に法人開設届を提出している法人で、下記の要件をすべて満たすもの (1) 本市で事業を営む、又は営もうとする中小企業者 (2) 改修等を行う店舗等の所有者又は使用者 (3) この補助金を活用した後の売上が月100万円以上を見込む者</p> <p>【補助対象店舗】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">卸売業・小売業</td> <td>各種商品小売業</td> <td rowspan="5">全ての小分類</td> </tr> <tr> <td>織物・衣服・身の回り品小売業</td> </tr> <tr> <td>飲食物品小売業</td> </tr> <tr> <td>その他の小売業</td> </tr> <tr> <td>宿泊業、飲食サービス業</td> <td>飲食店</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第28条第3項の規定により総務大臣が公示したものをいう）の分類項目名に準拠</p>	大分類	中分類	小分類	卸売業・小売業	各種商品小売業	全ての小分類	織物・衣服・身の回り品小売業	飲食物品小売業	その他の小売業	宿泊業、飲食サービス業	飲食店
大分類	中分類	小分類										
卸売業・小売業	各種商品小売業	全ての小分類										
	織物・衣服・身の回り品小売業											
	飲食物品小売業											
	その他の小売業											
宿泊業、飲食サービス業	飲食店											
補助対象経費	店舗等の新築、又は既存の店舗等の増築、改築、間取りの変更、模様替え等に係る経費 ※対象工事に要する費用が300万円以上であること											
補助率及び補助上限額	補助率：対象経費の10パーセント以内 補助上限額：50万円 ※補助対象者は審査委員の選考により決定する											
対象期間	対象工事が令和5年2月1日～令和6年1月31日までに終了し、令和6年3月15日までに事業開始が見込めるもの											
応募締切	令和5年9月29日（金） ※必着											
提出書類	①申請書 ②工事計画書（見積書、工事施工書等） ③事業計画書等 ※詳しくは、指宿商工会議所又は菜の花商工会の指導員にご相談ください											

【お問合せ】 指宿市産業振興部商工水産課商工運輸係 TEL:0993-22-2111（内線 312）

### 指宿市特産品販路拡大支援事業補助金



指宿市

概要	農林水産物、加工品、工芸品、焼酎等の特産品の販路拡大を促進することで、地域の経済活性化、雇用の継続等を図ることを目的に補助金を交付
補助金の交付対象者及び対象施設	<p>国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催、共催又は後援する商談会など</p> <p>【県内】(1) 商談会等に3日以上連続の出展（本市を除く）・・・1万円以内 【県外】(2) 商談会等に2日以上連続で出展・・・5万円以内 (3) 市が主催又は出展する商談会等に出展・・・5万円以内 (4) 市が指定する商談会等に出展・・・予算の範囲内で市長が別に定める</p> <p>【国外】(5) 商談会等に1日以上出展・・・10万円以内</p> <p>【オンライン商談会】 (6) インターネット回線等を活用して行う非対面型の商談会に参加・・・1万円以内</p>
補助対象経費	出展料、参加料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費その他必要と認められる経費
補助率及び補助上限額	補助回数は、上記に該当するもののうち以下の回数を上限とします。 (1)の場合・・・年2回 (2)の場合・・・年2回 (3)の場合・・・通算3回。ただし、(1)、(2)、(6)の回数を含む (4)の場合・・・通算3回。ただし、(1)、(2)、(6)の回数を含む (5)の場合・・・年1回 (6)の場合・・・年2回
対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ※予算に達し次第終了

【お問合せ】 指宿市産業振興部ふるさと納税課特産品振興係 TEL:0993-22-2111（内線 147）



## 薩摩川内市

### 中小企業等産学共同開発支援補助金



薩摩川内市


概要	市内で6ヶ月以上事業を営んでいる中小企業等が、大学または公設研究機関等と連携して行う、新製品開発・既存製品の改良等に係る経費の一部を補助
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 市内で6ヶ月以上事業を営む中小企業等であること (2) 市税の滞納がないこと (3) 他から同一年度内に同一事業に対する補助をうけていないこと
補助対象経費	(1) 開発費：試作品開発に必要な原材料及び消耗品にかかる経費、設計・デザイン・試作品の製造・改良・加工に必要な経費（外部研究機関等への委託費、加工・試作品製造の一部を他の事業者へ委託する経費も含む） (2) 使用料・借上料：開発に必要な機械等の借上又は土地・施設等の使用に必要な経費 (3) 性能検査費：性能検査に関わる経費 (4) 指導料：事業実施のために必要な教授等の指導料
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額：竹バイオマス関連は50万円、その他は30万円
申請期限	令和5年9月29日


### 中小企業等人材確保支援事業補助金




薩摩川内市

概要	中小企業者等の人材確保と新卒者、U I ターン者の市内中小企業等への就職を促進するため、中小企業者等が人材確保や求人活動に要する経費の一部を補助
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 従業員数が300人以下である中小企業、法人その他の団体並びに個人事業主で、本市の区域内に事業所を有し、申請時に、市内において6ヶ月以上事業を営んでいること (2) 市内の事業所への採用及び配属を目的としていること (3) 市税の滞納がないこと
補助対象経費	採用活動計画に基づいて実施される以下の経費 (1) 企業説明会、就職相談会等の出展料 (2) 求人活動に使用するパンフレット・チラシ印刷代 (3) 企業説明会、就職相談会等で使用する機器等のリース（購入は除く） (4) 自社PRのための装飾物の作成に関する費用 (5) 求人情報を充実させるためのホームページ作成または改修に要する経費 ※ただし、外国人技能実習生の採用に関する経費や補助金交付決定以前に実施した事業に関する経費は除く
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：50万円（1事業者1回限り）
申請期限	令和6年1月31日 ※予算がなくなり次第、募集終了

店舗改装費補助金 		薩摩川内市
概要	薩摩川内市内で生産・販売を行っている中小企業者が、店舗・事業所・工場・倉庫などを改修した場合、その費用の一部を補助	
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 市内で生産・販売を行っている中小企業者であること (2) 改装工事を行う店舗等の使用者であること (3) 市税の滞納がないこと	
補助対象経費	店舗、事務所、工場、倉庫等の改装工事費 ※改装工事費が20万円以上となること（消費税等を含む） ※3年以上営業している店舗・事務所等を対象とする ※新規創業や移転等に係る改修費用は、対象としない ※工事の施工業者は薩摩川内市建設工事等入札参加資格を有する市内の事業者に限る	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の10分の2以内（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：20万円（1事業者1店舗等、1回限り）	
申請期限	改修工事の着手前（工事後の実績報告の最終期限は令和6年3月15日）	


中小企業元気づくり補助金 		薩摩川内市
概要	薩摩川内市内で事業を営んでいる中小企業の方々の社員研修、製品宣伝活動、知的財産権に関する申請などの経費について、その負担軽減と経営の体質の強化を図るために予算の範囲内において補助金を交付	
対象者	以下の全てを満たす者 (1) 中小企業基本法第2条に規定する事業者で、薩摩川内市内において生産・開発を行っている事業者であること (2) 国・県の補助制度を利用しないものであること (3) 市税の滞納がないこと	
補助対象経費	(1) 社員研修費：ポリテクカレッジ川内、鹿児島職業能力開発促進センター、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費（旅費・研修負担金など） (2) 製品宣伝活動費：見本市や展示会出展のブース代、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに要する経費（販売を伴うものは除く。） (3) 知的財産権申請費：特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権に関する申請に要する経費 ※いずれも申請者が支払ったものに限る	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（100円未満切り捨て） 補助上限額： (1) 社員研修費10万円 (2) 製品宣伝活動費30万円 (3) 知的財産権申請費70万円 ※いずれも1事業者・1年度あたりの限度額	
申請期限	上記の活動終了後3か月以内、または令和6年3月29日のいずれか早い日	


退職金共済制度加入促進補助金 		薩摩川内市
概要	薩摩川内市内事業所の人材確保、従業員の福祉増進および雇用の安定化を目的に、退職金共済制度への加入を支援	
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 (1) 中小企業退職金共済制度に加入していること (2) 特定退職金共済制度に加入していること ※上記制度に新たに従業員を加入させた事業者が対象となる	
補助率等及び補助上限額	(1) 本土地域 新たに制度加入した従業員の掛金6か月分の額に100分の30を乗じて得た額 (2) 甑島地域 新たに制度加入した従業員の掛金6か月分の額に100分の100を乗じて得た額 ※従業員一人あたりの掛金の上限は、本土地域・甑島地域いずれも月額5,000円	
申請期限	加入期間が6か月を経過した後3か月以内	



創業・チャレンジ支援補助金		薩摩川内市
概要	新たに起業される方、事業の拡大や事業承継を希望される中小企業者向けに、融資資金の一部について、その利子および保証料の一部を補助	
対象者	川内商工会議所または薩摩川内市商工会から推薦された者で、市税の滞納がなく、以下のいずれかに該当する事業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であること (2) 商店街全体の振興のために運営されている組合であること (3) 新たに事業を行うもの	
補助の対象となる資金	(1) 鹿児島県融資制度：創業支援資金、新事業チャレンジ資金、事業承継対策資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫：事業承継・集約・活性化支援資金 ※補助対象の融資額は下記のとおり 利子：1企業者あたり1,000万円以内/年 保証料：1企業者あたり500万円以内/年	
補助率及び補助上限額	(1) 利子：融資日が含まれる月の翌月から起算して3年の間に金融機関に支払った利子相当額 (2) 保証料：融資日から起算して最初の12月31日までに支払った初年度の信用保険料相当額	
申請期限	融資日の翌日から1月以内（申請先は、川内商工会議所または薩摩川内市商工会）	

創業支援事業補助金		薩摩川内市
概要	市内で創業を志す者等が創業しやすい環境を整備するため、創業に係る費用の一部を支援	
対象者	以下のいずれかに該当する者 (1) 市内で新たに創業を予定している者で、事業を営んでいない個人が新たに開業届を提出し事業を営む者、もしくは会社を新たに設立し市内で事業を開始する者 (2) 上記によって創業したもので、創業後間もない（創業2年未満）市内事業者 ※開店時刻から午後6時までの営業時間が、午後6時から閉店時刻までの営業時間以上であること	
補助対象経費	設立登記費用、店舗・事務所等改装経費、設備費、専門家謝金、原材料費、外注加工費、委託費、旅費、広報費、資料購入費	
補助率及び補助金額等	(1) 特定創業支援事業（薩摩川内市創業スクール）に参加し、薩摩川内市からの証明書の発行を受けた者で、会社法に定める会社を設立し、その代表者となる者 【一般型】補助率：3分の2、補助上限：100万円 【脱炭素・SDGs型】補助率：3分の2、補助上限：150万円 (2) 特定創業支援事業に参加し、薩摩川内市からの証明書の発行を受けた者で、個人開業または企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる者 【一般型】補助率：3分の2、補助上限：50万円 【脱炭素・SDGs型】補助率：3分の2、補助上限：100万円 (3) 会社法に定める会社を設立し、その代表者となる者 【一般型】補助率：2分の1、補助上限：50万円 【脱炭素・SDGs型】補助率：2分の1、補助上限：80万円 (4) 個人開業または企業組合、協業組合、NPO法人等の設立を行い、その代表者となる者 【一般型】補助率：2分の1、補助上限：50万円 【脱炭素・SDGs型】補助率：2分の1、補助上限：80万円	
申請期限	令和5年8月25日（第2回締切）、10月27日（第3回締切）	

中心市街地出店支援補助金  <span style="float: right;">薩摩川内市</span>	
概要	中心市街地の空き店舗解消と商業機能の充実を図るため、中心市街地の空き店舗で開業する事業者に対し、店舗の整備に係る経費の一部を補助
対象者	以下の要件を全て満たす中小企業や個人事業主、その他認める団体 (1) 中心市街地内に所在する空き店舗（申請時点において継続して3か月以上使用されていない店舗等で、道路に面している店舗の1階部分に限る）を改修して新規出店すること (2) 申請する日の属する年度の3月31日までに店舗等の利用を開始すること (3) 午前7時から午後7時の間において3時間以上営業し、かつ1月あたりの営業日数が20日以上であること (4) 2年以上の継続的な事業活動を計画していること (5) その他の補助制度を活用していないこと (6) 市税の滞納がないこと
補助対象経費	新規出店に伴う空き店舗の整備に必要な以下の経費 (1) 内外装費（建物内部の床・壁・天井・建具、外壁にかかる工事） (2) 空調・照明設備費（空調設備や照明設備にかかる工事） (3) 水回り改装費（台所・トイレ・手洗い場にかかる工事）
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：1事業者につき50万円（1回限り）
申請期限	令和5年10月31日

商店街等賑わいPR事業支援補助金  <span style="float: right;">薩摩川内市</span>	
概要	商店街等の賑わい創出や集客を図るため、商店街等をPRする取組みに対し経費の一部を補助
対象者	市内に活動拠点を有する団体 （構成員が5人以上で、市内の商工業者が含まれていること） (1) 商店街や商店街振興組合 (2) 通り会（任意団体でも可） (3) 各業種等で構成された協会・組合 など ※地区コミュニティ協議会や自治会、個人でのみ構成されている団体、商工業者が参加していない団体は補助の対象としない
補助対象事業	商店街等が賑わいの創出や集客を図るために、自ら企画して実施するPRの取組み
補助対象経費	・印刷製本費（パンフレットやチラシの印刷費など） ・消耗品費（のぼり旗の作成費など） ・広告料（ラジオCM・出演費、雑誌掲載費など） ・委託料（ホームページ制作・改修費など） ・使用料・賃借料（PR道具のリース代など）
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て） 補助上限額：1団体につき10万円（1回限り）
申請期限	令和5年12月28日

【お問合せ】 薩摩川内市経済シティセールス部経済政策課 TEL:0996-23-5111

## 日置市 ※共通ページ

日置市商工業制度資金等信用保証料補助金 <span style="float: right;">日置市</span>	
概要	商工業者の経営の安定化及び事業の振興を図るため、鹿児島県中小企業制度資金の融資を受ける際に負担した保証料を補助する
対象者	(1) 市内に事業所を有し、かつ、日置市商工会に加入する者 (2) 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の定めるところにより鹿児島県信用保証協会の保証を付して中小企業制度資金の融資を受けた者
対象経費	中小企業制度資金の融資（借換えのための融資を除く。）を受ける際に負担した保証料（用地の取得及び居住に要する費用に係るものを除く。）
補助額	補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間に受けた中小企業制度資金の融資に対する対象経費に4分の1を乗じて得た額（上限額25万円）



日置市商工業制度資金利子補給補助金		日置市
概要	商工業者の経営の安定を図るため、設備投資及び運転に係る制度資金の借入者に対して利子を補助する	
対象者	(1) 市内に本店又は主たる事務所を有する商工業者 (2) 上記に掲げる商工業者以外で、市内に営業所、支店、従たる事務所、工場等（以下「営業所等」という。）を有し、かつ日置市商工会に加入している商工業者 (3) 補助対象資金について、他の補助金等の交付を受けていないこと	
補助の対象となる資金	商工会を通じて借り入れた次の制度資金 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金（積立金の範囲内の資金を除く。）	
補助率及び補助対象限度額	(1) 設備投資 補助率：借入額の2.0%以内（上限：融資利率）、限度額：2,500万円 (2) 運転資金 借入額の1.5%以内（上限：融資利率）、限度額：2,000万円	

日置市新規創業者スタートアップ支援事業補助金		日置市
概要	産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、日置市内で創業しようとする事業者を支援	
対象者	創業者のうち、申請年度内に市内において鹿児島県信用保証協会による保証の対象となる業種に係る事業について創業を行なおうとする者で、次のいずれの要件にも該当する者 (1) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は第2号に規定する中小企業者 (2) 創業後において日置市商工会に加入すること (3) 創業後2年以上事業の継続ができること (4) 市税その他市の徴収金に滞納がないこと (5) 本補助金の交付を受けたことのないこと (6) 当該事業が他の創業支援制度に基づく補助金等の交付を受けていないこと (7) その他、市長が必要と認める要件	
対象経費	店舗等改装費、附帯整備費、宣伝広告費、設立登記に係る経費	
補助率及び補助上限額等	(1) 日置市商工会が実施する認定連携創業支援等事業により支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の証明を受けた者 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（上限額50万円）以内 (2) 上記(1)以外の者 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（上限額30万円）以内	
申請期限	創業予定日の30日前まで（実績報告は、事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日まで）	

日置市商品開発支援事業補助金		日置市
概要	日置市らしい商品の開発により日置ブランドを確立し、地域の活性化及び産業の振興を図るため、日置市の特色を活かした商品の開発を行う者に対し補助金を交付	
対象者	中小企業者（中小企業基本法第2条第1項規定）および団体（市長が特に認めた法人及び任意団体）で、以下の要件を全て満たすもの (1) 生産、製造又は加工から販売に至る一連の事業を営む者であること (2) 商品開発後の販売戦略等に明確な目標があること (3) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと	
対象事業	(1) 新たな商品を開発し、商品化する事業 (2) 既存の商品を改良し、特産品化する事業 (3) 開発又は改良した商品の販路拡大に関する事業 ※「商品」とは、日置市内で生産、製造又は日置市内で生産された原材料を使用して加工された産品	
対象経費	外部専門家による指導に要する経費、調査研究に要する経費、試供品の製作に要する経費、デザイン及び印刷に要する経費、広報等に要する経費、品質検査に要する経費、商標登録等に要する経費、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費 ※補助対象経費の合算額が5万円未満の場合は補助対象としない	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の70を乗じて得た額 補助上限額：20万円 ※補助金の交付は、1の補助対象者につき年度当たり1回を限度 ※1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額	



日置市物産展等出展支援事業費補助金		日置市
概要	物産展等における宣伝販売を通して特産品等の認知度の向上並びに事業者の市場開拓及び販路拡大を図るため、物産展等に出展した事業者に対し補助金を交付	
対象者	次のいずれにも該当する者 (1) 日置市内に工場、事務所又は店舗を有すること (2) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと	
対象経費	日置市が主催、共催又は後援する物産展等の出展に要する経費 ※出展小間料その他の出展料に係るものに限る	
補助率及び補助上限額等	補助率：対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の30を乗じて得た額 補助上限額：3万円 ※1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額 ※補助金の交付は、1の補助対象者につき年度当たり1回を限度	

【お問合せ】 日置市総務企画部商工観光課商工政策係 TEL:099-248-9409

## 曾於市

店舗新築・改築補助金		曾於市
概要	雇用の創出、商業後継者の育成および地域経済の活性化を図るため、店舗の新築および既存店舗の改築工事費の一部を補助	
対象者	(1) 補助を受けようとする改修工事について、曾於市およびその他の制度による助成を受けていないこと (2) 市税等を滞納していないこと (3) 新築・改築工事後3年間は、店舗の転売や処分を行わないこと (4) 今までにこの補助を受けていないこと	
要件	(1) 曾於市内で商業等の用に供する目的で建築された（建築する）店舗 (2) 店舗兼住宅の場合は、店舗部分のみ (3) 使用予定者がいて、賃貸の場合は賃貸契約が締結された店舗	
補助対象経費	(1) 曾於市内に事業所を有し、かつ、曾於市が認める改修工事の資格を有する業者が行う20万円以上の工事 (2) 補助対象店舗の新築、修繕、補修、改築、増築工事 (3) 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等の工事 (4) 耐震性を確保するための工事等 ※土地購入費用、機械・工具等備品の購入費等は対象外 ※工事着手後の申請は対象外	
補助率及び補助上限額	補助率 対象経費の30%以内（千円未満の端数は切り捨て） 補助上限額 50万円 ※補助金の申請は1回限り、予算に到達した時点で終了	

【お問合せ】 曾於市商工観光課 TEL:0986-76-8282

## いちき串木野市

商工業者店舗リフォーム補助金		いちき串木野市
概要	いちき串木野市内ですでに1年以上販売等を行っている小規模事業者が、いちき串木野市内業者を利用して行う店舗のリフォームを対象として補助金を交付	
対象業種	卸売業・小売業・飲食業・理容、美容業・教育、学習支援事業・保険業・医療、福祉事業など	
補助対象経費	改装経費等（いちき串木野市内事業者が施工）	
補助率及び補助上限額	補助率：20万円以上の対象経費の半額 補助上限額：20万円	



飲食店新規出店促進事業補助金		いちき串木野市		
概要	いちき串木野市内で飲食業の店舗を新築または空き店舗等を購入して新たに出店するのに対し、最大300万円の補助金を交付			
対象者	(1) 出店後、5年以上営業を継続する見込みのある者 (2) いちき串木野商工会議所又は市来商工会の推薦を受けた者 ※補助を受けるにあたり他に要件があるため、詳細については問い合わせ必要			
補助対象経費	(1) 店舗の新築に係る経費 (2) 空き店舗等の店舗部分の購入及び改装に係る経費 ※土地の取得費用は補助対象外			
補助率及び補助上限額	区分	内容	補助率 上限額	
	(1) 店舗の新築	市内事業者施工	1 / 2 300万円	
		市外事業者施工	1 / 3 200万円	
	(2) 空き店舗等	購入	1 / 2 100万円	
		改装	市内事業者施工	1 / 2 200万円
			市外事業者施工	1 / 3 100万円

空き店舗等活用促進補助金		いちき串木野市	
概要	いちき串木野市内空き店舗（空き家含）を活用し、新規に出店する方への店舗等改装経費と家賃の一部を対象として補助金を交付		
対象業種	卸売業・小売業・飲食業・理容、美容業・教育、学習支援事業・保険業・医療、福祉事業など		
補助対象経費	(1) 改装経費等（いちき串木野市内事業者が施工） (2) 家賃等の補助		
補助率及び補助上限額	(1) 改装経費等 補助率：対象経費の半額を助成 補助上限：20万円 (2) 家賃等の補助 補助率：1～6ヶ月目…対象経費の全額、7～24ヶ月目…対象経費の半額 補助上限額：1～6ヶ月目…2万円、7～24ヶ月目…1万円		

【お問合せ】 いちき串木野市水産商工課 TEL:0996-33-5638

## 始良市

空き店舗活用事業補助金		始良市	
概要	空き店舗等の解消と地域経済の活性化を目的として、空き店舗や空き家を賃借し、店舗利用や集客に役立つ施設などを開設する事業者に賃借料の一部を補助		
対象店舗	小売店、飲食店、理容店、美容店、事務所など		
対象要件	都市計画用途区域の商業地域、近隣商業地域、蒲生地区の中央A、中央Bや八幡地区の前郷川北地域に所在する空き店舗を活用すること。これら以外の地域（中山間地域を除く）では、事業を始めた空き店舗の半径100m以内に、開業希望の空き店舗を含む3店舗以上が集合していること (1) 空き店舗が3ヶ月以上利用されていないこと (2) 1日3時間以上、かつ、週5日以上営業し、直接お客さんが店舗に来るもの (3) 補助金申請者が直接、事業または営業に携わるもの (4) 空き店舗の借上げに係る契約期間が1年以上あるもの (5) 市内の他の店舗からの移転ではないこと (6) 過去に当補助金の交付を受けていないもの (7) 始良市商工会に加入し、活動に参加すること ※対象地域限定（詳細は始良市ホームページを確認してください）		
補助率及び補助上限額等	月々の店舗家賃の3分の2以内（月額8万円が上限）もしくは2分の1以内（月額6万円が上限） ※補助対象地域によって補助率及び補助上限額は異なる ※1,000円未満の端数は切り捨て		

【お問合せ】 始良市企画部商工観光課企業商工係 TEL:0995-66-3145

## 南さつま市

### 南さつま市空き店舗等活用事業補助金



南さつま市

概要	南さつま市内の空き店舗等解消と地域経済の活性化のため、出店する新規事業者等や規模拡大を図ろうとする事業者に対し、補助金を交付
対象者	(1) 1年以上営業を継続できる者 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業以外の業務を営む者 (3) 市民生活の安全と平穩を阻害するおそれのない者 (4) 市税等を滞納していない者 (5) 過去に本補助金の交付を受けたことがない者
要件	(1) 空き店舗等を新たに賃借し出店するもの (2) 自己所有の空き店舗等を改装し出店するもの (3) 空き店舗等を取得し出店するもの ※南さつま市内から市内に営業所等に移転する場合は、対象外
補助対象経費	店舗改装費（設備費を含む）、空き店舗等の賃借料（駐車場賃借料は含むが、敷金・礼金・共益費等の経費は除く）
補助率及び補助上限額	(1) 改装費補助金 補助率：2分の1以内、補助上限額：50万円（1回限り） (2) 賃借料補助金 補助率：2分の1以内、補助上限額：月額3万円とし、補助対象期間は、事業開始日の属する月の翌月から連続して12か月以内

### 南さつま市販路拡大支援事業補助金



南さつま市

概要	南さつま市内の中小企業者が、販路拡大や販売促進のため、県外で開催する商談会・展示会等に出席し、自社の製品を紹介する際に、その経費の一部（最高5万円）を補助する制度 ※物産展は補助対象外
対象者	中小企業者であって、南さつま市内に事業所を有し南さつま市内で1年以上継続して同一事業を営み、かつ、個人にあつては1年以上南さつま市内に居住しており、市税を滞納していないこと
要件	(1) 県外及び海外の商談会等で、補助対象者以外の者が開催する商談会等であること ※ただし、常設の商談会等は除く (2) 補助対象者が単独で出席する商談会等であること (3) 補助対象者が同様の趣旨で交付される国、県その他公共的団体の補助金を受けて出席する商談会等でないこと
補助対象経費	会場使用料・小間料金等会場の使用に係る費用、展示装飾に係る費用、出展物の輸送に係る費用
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：5万円（1,000円未満切り捨て） ※同一補助対象者に対する補助は、同一年度において1回限り ※予算がなくなり次第、受付を締め切り

【お問合せ】南さつま市産業おこし部商工水産課商工振興係 TEL:0993-76-1606

## 肝付町

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】肝付町林務水産商工課 TEL:0994-67-2116



## 和泊町

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】和泊町役場企画課商工振興係 TEL:0997-84-3512

## 志布志市

【志布志市港湾商工課商工振興係 担当分】

志布志市店舗リフォーム助成事業		志布志市
概要	商工業振興対策及び後継者育成対策として、既存店舗の事業継続に資する目的で、改装工事等の費用を助成	
対象者	以下の要件のすべてを満たす中小企業者 (1) 改装工事を行う店舗の所有者または使用者であること (2) 補助対象店舗は市内に存する店舗であり、既に経営を1年以上継続していること (3) 個人事業者にあつては、志布志市内に住所を有していること (4) 法人にあつては、志布志市内を本店所在地とした法人登記が行われていること (5) 市税を滞納していないこと (6) 平成30年度から令和3年度に実施した店舗リフォーム助成事業もしくは令和4年度に実施した事業継続設備投資等支援事業を利用していないこと (7) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと (8) 暴力団および暴力団員又はこれに関与していない者	
対象経費	令和5年4月1日から同年12月31日までに契約し、令和6年1月31日までに事業完了する以下の経費 (1) 店舗の修繕、補修、改築、増築のための工事 (2) 壁紙の張り替え、屋根又は外壁の塗り替え等店舗の模様替えのための工事 (3) 店舗の天井、壁又は屋根等に接している証明及び看板の設置費 ※公共工事の施工に伴う補修工事や交付決定の通知前に着手した事業、その他補助対象として不適当なものと認められるものは補助金を交付しません。 ※工事の施工業者に関する要件については、志布志市ホームページを参照してください。	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の2/3以内 補助金上限額 30万円 ※千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額	

志布志市商工業小規模事業承継者支援対策事業補助金		志布志市
概要	志布志市内で長く事業を営んできた店舗の事業継続を図るため、事業承継者に対して支援	
対象者	以下のすべての要件を満たす者 (1) 個人経営の製造業、小売業及び飲食サービス業の小売事業者であること (2) 届出時に満年齢が60歳以下の者であること (3) 小規模事業者とは、常時使用する従業員数が製造業では20人以下、小売業及び飲食サービス業では5人以下であること (4) 創業後30年以上、同業種で経営が行われていること (5) 本事業の審査会が認める小規模事業者であること	
補助率及び補助上限額等	事業承継に係る諸経費一時金として30万円を支給し、その他承継に必要な資金として、以下に定める額を毎月交付 志布志市外からの移住者 単身者10万円/月、単身以外15万円/月 志布志市内の居住者 5万円/月 ※交付の期間は1年以内	

志布志市開業支援事業補助金		志布志市																																							
概要	志布志市内商工業振興を図るため、志布志市内で新たに開業する方を支援																																								
対象者	<p>以下のすべての要件を満たす者</p> <p>(1) 既に事業を営んでいる者については、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること</p> <p>(2) 市税等の滞納がないこと</p> <p>(3) 個人事業者は志布志市内に住所を有していること</p> <p>(4) 過去5年以内に市の創業及び開業に係る補助金及び小規模事業承継者支援対策事業補助金の交付を受けていないこと</p> <p>(5) 志布志市商工会が実施する開業に係る経営相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく許可又は届出を要する事業でないこと</p> <p>(7) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと</p> <p>(8) 小規模事業承継者支援対策事業補助金の交付対象となる事業でないこと</p> <p>(9) その他志布志市長が適当でないと認める事業でないこと</p> <p>(10) 日本標準産業分類の中で以下の表に定める業種であること</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>大分類</th> <th>左記の内、対象となる中分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D</td> <td>建設業</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>製造業</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>情報通信業</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>運輸業、郵便業</td> <td>運輸業</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>卸売業、小売業</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>学術研究、専門・技術サービス業</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>宿泊業、飲食サービス業</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>生活関連サービス業、娯楽業</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>O</td> <td>教育、学習支援業</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>P</td> <td>医療、福祉業</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>サービス業</td> <td>すべて</td> </tr> </tbody> </table>		記号	大分類	左記の内、対象となる中分類	D	建設業	すべて	E	製造業	すべて	G	情報通信業	すべて	H	運輸業、郵便業	運輸業	I	卸売業、小売業	すべて	K	不動産業、物品賃貸業	すべて	L	学術研究、専門・技術サービス業	すべて	M	宿泊業、飲食サービス業	すべて	N	生活関連サービス業、娯楽業	すべて	O	教育、学習支援業	すべて	P	医療、福祉業	すべて	R	サービス業	すべて
記号	大分類	左記の内、対象となる中分類																																							
D	建設業	すべて																																							
E	製造業	すべて																																							
G	情報通信業	すべて																																							
H	運輸業、郵便業	運輸業																																							
I	卸売業、小売業	すべて																																							
K	不動産業、物品賃貸業	すべて																																							
L	学術研究、専門・技術サービス業	すべて																																							
M	宿泊業、飲食サービス業	すべて																																							
N	生活関連サービス業、娯楽業	すべて																																							
O	教育、学習支援業	すべて																																							
P	医療、福祉業	すべて																																							
R	サービス業	すべて																																							
対象経費	<p>当該年度の3月1日までに支払った開業に係る以下の経費</p> <p>(1) 開業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、(2) 改修費、(3) 設備費、(4) 広報費</p>																																								
補助率及び補助上限額等	<p>補助率 対象経費の2/3以内</p> <p>補助金上限額 150万円（商店街モデル地区内で、開業しようとする場合） 100万円（商店街モデル地区以外で、開業しようとする場合）</p> <p>※商店街モデル地区とは、ツルミ毛糸店から友恵寿しまでの道路に接する事業所等を対象とする地区</p> <p>補助金の返還 開業後3年以内に、自己の都合によって事業所等を移設したとき又は廃業したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消す場合あり</p>																																								

【お問合せ】 志布志市港湾商工課商工振興係 TEL:099-472-1111

## 【志布志市港湾商工課みなと振興係 担当分】

志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金		志布志市
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルに寄港している外貿定期コンテナ船を利用して、食品・農林水産品を輸出される方に、助成金を交付	
条件	<p>(1) 日本国内に事業所を有していること</p> <p>(2) 船荷証券（B/L）の出し荷主であること</p> <p>(3) 輸出する貨物が食品・農林水産品（原木を除く）であること</p> <p>(4) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルに寄港している定期コンテナ航路を利用して輸出すること</p>	
助成金額	<p>補助金額 コンテナの種類に関わらず、1本につき2万円</p> <p>補助上限額 一荷主に対して年間（7月～翌6月末日）50万円</p>	



志布志港食品輸出小口混載貨物助成事業		志布志市
概要	食品等の小口貨物を輸出するニーズの高まりや国が農林水産物・食品輸出目標額を5兆円（2030年までに）設定（令和2年3月31日）したことを受けて、志布志港発着する外貿コンテナ定期航路、または、国内定期航路を利用する食品の小口貨物をコンテナに混載し輸出する荷主企業に対して、予算の範囲内で輸出に係る経費の一部を助成	
対象者	(1) 日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業 (2) 船荷証券（B/L）の出しの荷主企業	
要件	(1) 志布志港発着の外貿コンテナ定期航路及び国内定期航路を活用した輸出コンテナ（リーファー及びC A）貨物 (2) 通関手続きが長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所管轄でなされた貨物 (3) 複数企業によるコンテナ混載の食品貨物（L C L貨物）	
助成額	<b>【助成額】</b> ドライ貨物 4千円／R T 冷凍貨物 1万円／R T <b>【1コンテナへ混載する小口貨物助成限度額】</b> ドライ貨物 1万2千円／1荷主 冷凍貨物 2万円／1荷主 <b>【年間助成金限度額】</b> ドライ貨物 12万円／1荷主 冷凍貨物 20万円／1荷主	

新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業		志布志市
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用して、コンテナ貨物の輸出入を行う事業者に対して、予算の範囲内で助成金を交付	
助成対象者・対象貨物	(1) 日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業（個人経営者含む） (2) 輸出については、船荷証券の出荷主、輸入については、船荷証券の受荷主 (3) 輸出入コンテナ貨物のうち、新規（初めて志布志港を利用するもの）、又は継続利用（新規以外、以前に志布志港を活用したもの）の実入りコンテナ貨物	
助成対象期間	当該年1月1日から当該年12月31日までの1年間	
助成金の額	<b>【新規利用】</b> 助成額 ・新規事業者の全取扱量に対して助成（1 T E Uにつき） 輸出貨物・・・10,000円 輸入貨物・・・5,000円 摘要 ・一荷主あたりの助成上限額 輸出・・・200万円 輸入・・・100万円 <b>【継続利用】</b> 助成額 ・継続事業者の全取扱量に対して助成 輸出貨物・・・2,000円 輸入貨物・・・1,000円 摘要 ・一荷主あたりの助成上限額 輸出・・・300万円 輸入・・・200万円	

志布志港外貿コンテナ用リーファーコンセント使用料助成		志布志市
概要	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的に、志布志港外貿コンテナ定期航路を利用する際のコンテナ用リーファーコンセントの使用料（鹿児島県の請求）に対し、使用料の一部を予算の範囲内で助成	
対象者	(1) 日本国内に事業所を有しているもの (2) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル内のコンテナ用リーファーコンセントを使用したもの	
補助率	鹿児島県が請求するコンテナ用リーファーコンセント使用料の3分の1 ※使用料の3分の1の金額が1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額 ※申請額の累計が予算額に到達した時点で助成金交付申請書の受付を終了	

輸出促進支援事業		志布志市
概要	海外見本市への出展、海外市場の視察、海外商談会への出席（オンラインによる海外展示会・商談会・サンプル送付含む）等に要する費用の一部を助成	
対象者	(1) 志布志市内に事業所を有していること (2) 志布志市から別途運営補助金等の交付を受けていないこと	
対象経費	出展や視察、商談会等にかかる経費	
補助率及び補助上限額等	補助率 対象経費の1/2以内 補助上限額 1回の補助限度額は20万円 ※ 1回につき補助を受けることができるのは1事業所1名	

【お問合せ】 志布志市港湾商工課みなと振興係 TEL:099-472-1111

## 奄美市

奄美市求人活動モデル創出事業補助金		奄美市
概要	人手不足に悩む事業所の求人活動の取組をサポートします	
対象者	下記の全てに当てはまる方 (1) 市内に事業所を有すること (2) 主たる業種が奄美市の指定する支援強化業種であること (3) ハローワークにて求人募集を行い、掲載後に雇用を行った者 (4) 対象企業は「モデル企業」として、各種セミナー等において事例紹介等の協力を行える者 (5) 市税を滞納していない方（事業所及び事業主）	
補助対象経費	求人活動計画書に基づき実施する経費として ・企業説明会・面接会への出展料 ・広告宣伝費（パンフレット作成、求人動画作成等） ・旅費・交通費 ・その他求人活動に必要と認められる経費	
補助金の額	補助対象経費の2分の1（上限10万円）	
申請期間	詳細は奄美市ホームページをご確認ください	

奄美市働きやすい職場づくり応援成金事業		奄美市
概要	奄美市では、職場環境改善の促進を図るため、長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善及び女性・若手・高齢者・障害者等の活躍促進等の職場環境整備に要する経費の一部を助成します。職場環境改善を検討されている事業所の皆さまは、本制度をぜひご活用ください	
対象者	(1) 奄美市内に本社を有する法人又は奄美市内に事業所を有する個人事業主で、鹿児島県子育て応援企業に登録かつイクボス宣言を行っている者 (2) 市税その他奄美市に納付すべき債務を滞納していない者	
助成対象経費	対象年度の職場環境整備に係る経費とし、次の各号に掲げるものとする。 (1) 労務管理担当者に対する研修経費 (2) 女性や高齢者・障がい者等が働きやすい環境に関する経費 (3) 社会保険労務士、中小企業診断士その他の外部専門家によるコンサルティング経費 (4) 女性や高齢者・障がい者の環境整備等に関する経費 (5) 労務管理用ソフトウェアの導入及び更新に関する経費 (6) テレワーク通信機器の導入及び更新に関する経費 (7) デジタル機器・新たな技術導入に係る経費 (8) その他市長が認める経費	
助成金支給額及び助成期間	上記の助成対象経費を合算した額の3分の2以内で、20万円を限度とする。	
スケジュール	詳細は奄美市ホームページをご確認ください	



奄美市キャリアアップ助成金		奄美市
概要	事業に必要とされる資格で、島外でのみ取得可能な資格を雇用する従業員に取得させた事業者に対して経費の一部を助成します	
対象者	下記の全てに当てはまる方 (1) 市内に事業所を有する個人または法人 (2) 市税を滞納していないもの (3) 奄美大島本島内では取得することが困難な資格のうち国家資格または市長が認める資格取得であること (4) 事業所が経費を負担していること (5) 資格取得が新規に事業を開始する目的としたものでないこと	
補助対象経費	資格取得に係る旅費宿泊費	
補助金の額	補助対象経費の2/3(上限10万円)	
申請期間	詳細は奄美市ホームページをご確認ください	

中小企業退職金共済掛金補助		奄美市
概要	奄美市に居住する退職金共済契約を締結した中小企業者に対して、共済掛金の一部を補助することにより、中小企業の従業員の福祉を増進するとともに雇用の安定及び企業の振興に寄与することを目的とする	
補助対象	次の各号に該当する共済契約者が対象となります (1) 奄美市内に事務所又は事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる者 (2) 雇用する従業員を新たに被共済者とし、退職金共済掛金12か月分を納付した者 (3) 市税を納付している者	
補助金額	掛金上限は月額5,000円 従業員1人1カ月の共済掛金額の20%の12か月分 $5,000円 \times 20\% \times 12月 = 12,000円$ (1人あたり、12,000円が補助限度額)	

奄美市創業支援事業助成金		奄美市
概要	奄美市内での創業を促進し、市の産業の活性化を図るため、市内で新たに創業する者に対し、創業時にかかる費用の一部を予算の範囲内で助成します	
対象者	下記のすべてに当てはまる方 (1) 市内に事業所を設け創業する個人又は法人 (2) 奄美市特定創業支援等事業「あまみ創業塾」の受講証明書を受領した者 (3) 助成金の交付申請時において開業届又は法人設立届出書を提出して3年未満の者 (4) 市税を滞納していない者 (5) 奄美市中心市街地店舗リフォーム補助金の交付を受けていない者 (6) 助成金の交付決定日以後1年以内に(5)の補助金の交付を受けない者	
助成対象事業	下記の要件をすべて満たすもの (1) 風俗営業等の規則及び業務の定期成果等に関する法律第2条第1項及び第5項に規定する事業ではないこと (2) フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業でないこと (3) 会社法第2条第3号に規定する子会社でないこと	
助成対象経費	設立時の登記に係る経費、店舗等購入費、事業所の改装費、設備費、原材料費、広報費、マーケティング調査費、その他開業に必要と認められる経費	
補助額	補助対象経費の2分の1(上限：法人30万円 個人20万円)	
「あまみ創業塾」開催スケジュール	令和5年度秋～冬予定 ※開催が決まり次第奄美市ホームページ等で公表	



奄美市繁盛店づくり支援事業補助金		奄美市		
概要	本市において、事業者の事業成長を支援し、魅力ある商業店舗の増加による地域活性化や稼ぐ力の向上を図るため、市内の事業者が行う店舗の集客力向上に向けた取り組みに対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助します			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の集客力の向上を図るための事業計画の提出ができるもの</li> <li>・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、宿泊業で来店型の店舗であること</li> <li>・現に有する店舗で、開業後3年以上が経過した店舗であること</li> <li>・補助対象経費について、他の補助金を受けていないこと</li> <li>・年度内（3月末）までに完了し、実績報告書が提出できること</li> </ul>			
補助額等	ハード	①店舗の集客力の向上を図るために実施する店舗リフォーム工事に係る経費 ただし、市内に事業所を有する法人又は市内に住民登録している個人事業主が施工する工事で、対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む）が10万円以上であること ②店舗の集客力の向上を図るために導入する店舗専用備品の購入経費 ただし、①のリフォーム工事を実施する場合のみ申請可能 また、取得価格（消費税及び地方消費税の額を含む）が1万円以上で、①の補助対象経費の2分の1以内の額とする	1 / 2 以内 (千円未満切捨て)	30万円
	ソフト	①自社の製品、サービスの情報の発信力や販売力の強化を図るために実施する事業にかかる経費 ②専門家及びアドバイザーの招聘に伴う報酬、旅費等 ③経営革新等支援機関（認定支援機関）が実施する経営改善計画策定等の経費	1 / 2 以内 (千円未満切捨て)	50万円
スケジュール	詳細は奄美市ホームページをご確認ください			

【お問合せ】 奄美市商工観光情報部商工政策課 TEL:0997-52-1111

奄美市加工品販路拡大支援実証事業補助金		奄美市	
概要	本市において、農林水産物などの地域資源を活用した加工品を奄美群島外へ販路拡大を図る者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します		
対象者	(1) 市内に事業所を有する個人又は法人で農林水産物などの地域資源を活用した加工品製造者 (2) 市内に事業所を有する個人又は法人で奄美群島外において加工品を販売し、又は販売しようとする者		
補助対象経費	(1) 展示会、商談会等に係る参加料、小間料、賃借料及び旅費 (2) P Rに必要な資材の作成等に係る委託費 (3) We bデザイナー等への委託費 (4) 加工品の輸送に係る運搬費 (5) ネット通販サイトでの販売に係る登録料（販売手数料を除く） (6) パッケージ開発費 (7) その他市長が必要と認める経費		
補助金の額	補助対象経費の10分の8以内 1者当たり40万円を上限		
申請期間	詳細は奄美市ホームページをご確認ください		

【お問合せ】 奄美市商工観光情報部観光課 TEL:0997-52-1111




# 南九州市


「あなたの取組を応援します！」サポート補助金



南九州市

概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた行動自粛等の影響を受けた中小企業者等の経営の維持や継続のための新たな取組みやマーケティング活動を実施する事業者等に対し「あなたの取組を応援します！」サポート補助金を交付
対象者	対象者は次のいずれかに該当するもの (1) 中小企業者又はその者で構成する団体であること (2) 市内に住民票がある個人事業主であること
対象と ならない者	次のいずれかに該当する者 (1) 暴力団及び暴力団員である者 (2) 事業者又は代表者に市税等の滞納がある者。ただし、新型コロナウイルスの感染症等に係る徴収猶予の特例により徴収が猶予されている市税等については、この限りではない
補助対象事業	補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当するもの (1) 市内の事業所において新たに実施する販路拡大、顧客獲得に資する事業 (2) 市内外で行う販路拡大、顧客獲得に資するマーケティング事業 (3) 事業継承のための後継者対策事業
補助対象経費	(1) 需用費 ① 消耗品費…新規事業開設、マーケティング活動に係る事務用品、消耗品等 ② 印刷製本費…新規事業開設、マーケティング活動に係る会議資料・ポスター・チラシ等の印刷製本に係る経費（チラシ配布等の宣伝広告のみを行う事業は対象外） ③ 材料費…新規事業用改装、マーケティング活動会場設置等の材料費等（リサイクル品は対象外とする） ④ 荷造運搬費…新規事業開設、マーケティング活動に係る送料等 (2) 役務費 ① 広告宣伝費…新規事業開設、マーケティング活動のための広告宣伝に係る経費 ② 手数料…新規事業開設、マーケティング活動に係る口座振込手数料、保健所等への届出に係る手数料等 ③ 損害保険料…マーケティング活動に係る損害保険料等 (3) 工事請負費…新規事業開設、マーケティング活動に係る工事請負費（3者以上の見積もりを徴すること） (4) 委託料…新規事業開設、マーケティング活動に係る委託料 (5) 備品購入費…新規事業開設、マーケティング活動に係る備品購入費（その後も継続して事業用に供すること） ※ただし、次のいずれかに該当するものは補助対象外 ・メニュー作成に係る経費 ・既存事業と新規事業の区別ができない経費 ・その他新型コロナウイルス感染症による影響と関係が無いと認められる経費
補助率及び 補助上限額	(1) 中小企業者等 補助率：補助対象経費を合算した経費の3/4以内 補助上限：10万円 (2) 団体（〇〇商店街、〇〇実行委員会等） 補助率：補助対象経費を合算した経費の2/3以内 補助上限：30万円 ※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは切捨て

創業・事業承継等事業補助金 		南九州市
概要	南九州市内で新たに創業する方や事業承継を行う方、空き店舗を活用する事業を行う方を対象に補助金を交付	
対象者	次のいずれの要件も満たす方が対象 (1) 補助金の申請時点において市内に居住し、住民登録を有する方 (2) 補助金交付日から起算して、3年の間、事業を継続して行う見込みのある方 (3) 補助金の申請年度内に事業を行う方 (4) 南九州市内に事業所等を設置し、または設置しようとしている方 (5) 南九州市商工会員または会員として承認される見込みがある方	
補助対象事業	(1) 創業支援事業：南九州市内で新たに創業する事業 (2) 事業承継事業：南九州市内で新たに事業承継を行う事業 (3) 空き店舗活用事業：南九州市内の空き店舗で新たに事業を開始する事業 (4) 創業者連携事業：創業後3年以内の方と市内の事業者が相互に連携し、地域資源の活用や地域の課題解決に資する新分野への進出、新商品の開発、販売、販路の拡大等を行う事業	
補助対象経費	【創業支援事業、事業承継事業、空き店舗活用事業】 創業費（代表者印作成費、経済団体加入金等）、広報宣伝費（ホームページ作成費、チラシデザイン費等）、施設整備費（機械器具費、構築物費等）、委託費（事業委託費等）、設備導入費（機械装置、器具備品購入費等） 【創業者連携事業】 報償費（講師謝金等）、旅費（事業実施に係る交通費等）、委託費（事業委託費等）、使用料及び賃借料（会場、資機材等の借上料等）	
補助率及び補助上限額	【創業支援事業、事業承継事業、空き店舗活用事業】 補助率：対象経費の1/2以内 補助上限：上限40万円 ※U・Iターン者または創業支援等事業計画の認定を受けた方は、上限50万円 【創業者連携事業】 補助率：対象経費の2/3以内 補助上限：上限30万円	

商店街課題解決等事業補助金 		南九州市
概要	南九州市内の商店街の活性化及び商業振興を図るため、商店会が実施する商店街の課題の解決を目的として新たに始める取組、商店会のDX化の推進、商店街の景観づくりなどの取り組みに対し補助金を交付	
対象者	次のいずれかに該当する方が対象 (1) 南九州市景観条例に基づく景観づくり団体、南九州市商工会又はその他これらに準ずる商店会等の団体で、規約等で代表者の定めがある方等 (2) 南九州市内に事業所を置き、少なくとも1年以上の活動実績がある商店会以外の民間事業者で、商店会と連携して補助事業を実施する方	
補助対象事業	(1) 課題解決事業：商店街が抱える課題の解決を目指して実施する取組 (2) DX強化事業：商店会のデジタル化の推進、またはデジタルツールを使用する営業力を強化する取組 (3) 景観づくり事業：商店街の景観づくりを目的として実施する取組	
補助対象経費	(1) 課題解決事業 報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費等 (2) DX強化事業 設備導入費、システム開発導入費、手数料、広報宣伝費、コンサルタント料等 (3) 景観づくり事業 報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等	
補助率及び補助上限額	補助率：対象経費の1/2以内 ただし、景観づくり団体及び街路灯設備にあつては、補助率2/3以内 補助上限：上限100万円	

【お問合せ】南九州市商工観光課商工水産係 TEL:0993-83-2511



# 伊佐市

## 伊佐市産業活性化事業補助金



伊佐市

概要	伊佐市の地域産業の振興を図るため、起業、継業、空き店舗を活用した事業、又は6次産業化に取り組む者に対し補助金を交付する。									
対象者	<p>伊佐市内で事業を行う者であって、以下のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 起業、継業者、空き店舗活用事業者又は認定農業者</li> <li>(2) 伊佐市商工会の会員又は第12条に規定する実績報告書の提出日までに会員となる見込みがある者</li> <li>(3) 事業に必要な許認可等を取得している者又は第12条に規定する実績報告書の提出日までに取得する見込みのある者</li> <li>(4) 補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に第12条に規定する実績報告書及びその添付書類を提出し報告書類の審査及び完成検査を受けることができる見込みのある者</li> <li>(5) 市内に住所を有し、居住する者又は市内に事業所を有する法人の代表者（第12条に規定する実績報告書の提出日までに移住する者又は立地する法人の代表者を含む。）</li> <li>(6) 伊佐市企業立地等促進条例に定める伊佐市企業立地等促進補助金の交付を受けない者</li> <li>(7) 市区町村税の滞納がない者</li> <li>(8) フランチャイズチェーン等に加盟していない者</li> <li>(9) 補助金の交付を受けた日から3月以内に事業を開始できる見込みのある者</li> <li>(10) 金融機関等からの資金調達が十分に見込める者</li> <li>(11) 事業を通じて公序良俗に反する行為、政治的活動又は宗教的活動に関する行為を行わない者</li> <li>(12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員と密接な関係がない者</li> <li>(13) 過去にこの告示による改正前の伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱の規定に基づく補助を受けていない者</li> </ol>									
要件	施設整備費及び設備導入費に関する見積書他書類及びプレゼンテーションによる審査									
対象事業	<p>製造業          情報通信業の一部（情報サービス業、インターネット付随サービス業）          運輸業の一部（旅客運送業）          卸売業・小売業（各種商品小売業、飲食料品小売業など）          生活関連サービス業（洗濯、理容、美容など）          宿泊業、飲食サービス業の一部          教育、学習支援業の一部          サービス業の一部（自動車整備業）          農林水産業における6次産業化事業（認定農業者の申請に限る）</p>									
対象経費	施設整備費及び設備導入費									
補助率及び補助上限額等	<table border="1"> <tr> <td>起業支援</td> <td>補助対象経費の合計の5分の2以内とし、80万円を上限とする</td> </tr> <tr> <td>継業支援</td> <td>補助対象経費の合計の3分の1以内とし、60万円を上限とする</td> </tr> <tr> <td>空き店舗解消支援</td> <td>補助対象経費の合計の3分の1以内とし、60万円を上限とする</td> </tr> <tr> <td>6次産業化支援</td> <td>補助対象経費の合計の5分の2以内とし、80万円を上限とする</td> </tr> </table> <p>※1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨て          ※条件により加算措置あり</p>		起業支援	補助対象経費の合計の5分の2以内とし、80万円を上限とする	継業支援	補助対象経費の合計の3分の1以内とし、60万円を上限とする	空き店舗解消支援	補助対象経費の合計の3分の1以内とし、60万円を上限とする	6次産業化支援	補助対象経費の合計の5分の2以内とし、80万円を上限とする
起業支援	補助対象経費の合計の5分の2以内とし、80万円を上限とする									
継業支援	補助対象経費の合計の3分の1以内とし、60万円を上限とする									
空き店舗解消支援	補助対象経費の合計の3分の1以内とし、60万円を上限とする									
6次産業化支援	補助対象経費の合計の5分の2以内とし、80万円を上限とする									
申請期限	令和5年7月中旬予定									

【お問合せ】伊佐市企画政策課 TEL:0995-23-1311

## さつま町

### 商工業新規参入者支援補助金



さつま町

概要	さつま町における商工業従事者の高齢化や商工業を取り巻く環境の変化に伴い、将来の商工業従事者の確保が重要となっているため、商工業への新規参入の促進を図り、さつま町の商工業の発展に寄与する
補助金交付の要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 就業計画書に基づき、就業する新規参入者であること</li> <li>(2) 認定申請時までに年齢が65歳未満であること</li> <li>(3) 商工会員で町内に住所及び事業所（町外資本企業及びフランチャイズチェーン店（共同仕入等は除く））を有する者であること</li> <li>(4) 特定商取引法に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業ではないこと</li> <li>(5) 原則として営業を行う日数が週5日以上である者</li> <li>(6) 補助金交付開始月から3年以上営業を継続して行う見込みがある者</li> <li>(7) 税務署に開業届又は法人設立届出書を提出した者であること</li> <li>(8) 就業者の誓約があり、かつ、次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア．両親（ただし、同一世帯や共同経営者及び従業員は除く）</li> <li>イ．就労している者（ただし、共同経営者及び従業員は除く）</li> <li>ウ．町長が認める町外在住者</li> </ul> </li> <li>(9) 町商工会から経営指導及び意見書の交付を受けた者</li> <li>(10) 町商工会主催の創業セミナーを受講している者又は受講する見込みである者</li> <li>(11) 過去に同様の補助金の交付を受けたことがなく他の優遇措置を受けていないこと</li> </ol>
補助金の額	月額5万円を12ヶ月の間、月単位で支給または30万円を年2回支給


### 空き店舗対策事業補助金





さつま町

概要	町内の空き店舗の解消を図るとともに、商店街の活性化や地域に密着した街づくりに資するため、町内の空き店舗（さつま町空き家バンク登録物件）を活用し、新たに商業を営もうとする方や、規模拡大等を図ろうとする中小企業者の方に対し家賃の一部を補助
補助対象者	<p>空き店舗を賃借して出店する個人又は法人であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) さつま町の空き店舗（さつま町空き家バンク登録物件）に入居し、1年以上の賃貸借契約を締結すること</li> <li>(2) 空き店舗の利用に当たっては、小売業、飲食業、サービス業、その他のこれらに類する事業、その他町長が認める事業を営む方。ただし、事務所としての使用、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業は除く</li> <li>(3) チェーン展開で事業を行うものでないこと</li> <li>(4) さつま町商工会に入会していること</li> <li>(5) 町税等の滞納がないこと</li> <li>(6) 空き店舗の所有者と同一世帯又は生計を一にしない方であること</li> <li>(7) この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがないこと</li> </ol>
対象経費	<p>敷金、礼金、駐車場代、共益費及び仲介手数料等賃貸借契約に係る諸費用及び消費税を除く賃借店舗の月額家賃</p> <p>※国又は県等の家賃補助を受けている場合は対象とならない</p>
補助率及び補助上限額等	<p>補助率：対象経費の2分の1以内</p> <p>補助上限額：月額3万円を限度</p> <p>※1,000円未満の端数は切り捨てた額</p> <p>※補助金の交付対象となる期間は、開業の日の属する月から起算して12ヶ月を限度</p>



旅館業等施設整備事業費補助 		さつま町
概要	町内において旅館業等を営む者に施設整備への支援を行い、宿泊施設の整備充実と本町の観光振興に寄与する	
補助対象事業	(1) 旅館業等及び共同利用施設の建物の新築若しくは増改築若しくは改装又は温泉施設（備品等を除く）の整備 (2) 共同利用施設の整備において、複数の出資者の中に町税等の滞納者が含まれる場合は、補助対象事業として採択しない	
対象者	(1) 町内において、旅館業等を営む者又は営もうとする者 (2) 町税等を完納している者 (3) 過去に本補助金を受けた者については、2年以上経過した者 (4) 共同利用施設を整備する場合において、複数の出資者の中に(1)に規定する以外の者が含まれている場合は、当該者を除いた者を補助金の交付対象者とする	
補助率及び補助上限額等	当該事業費の30パーセント以内で、限度額は200万円 ※該補助対象となる経費が国県等の補助対象等となっている場合は交付しない	

商工業制度資金利子補給助成金 		さつま町
概要	さつま町内の商工業者の経営の安定と育成及び振興を図るため、予算の範囲内において、制度資金の借入者に対し、利子補給助成金を交付	
助成対象者	次の全てに該当する方 (1) 町内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法に基づく中小企業者で、町内の商工会に加入していること (2) 商工会の金融あっせんに基づく資金の借入であること (3) 町税等の滞納がないこと	
補助対象制度融資	次に掲げる制度資金で、借入期間が1年以上の事業経営に必要な運転資金及び設備資金 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金（教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く） (3) 商工貯蓄共済融資制度資金（積立金の範囲内の資金は除く） ※借換えに相当する借入額は対象外	
助成率及び助成上限額等	助成率：融資を受けた金額の1%（ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率）以内 助成限度額：一事業者につき20万円 ※算出した額に1,000円未満の端数は切捨て	

小売業等店舗整備支援事業補助事業 		さつま町
概要	小売業等を営む中小企業者の店舗の整備を支援することにより、中小企業及び商店街の振興に寄与する	
補助対象者	(1) 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人若しくは個人 (2) 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する方 (3) 補助対象業種を現に営み、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む方 (4) 補助対象業種を新たに開業しようとする方 (5) 町税等を完納している方 (6) 過去に本補助金を受給した方については、前回から2年以上経過をした方	
対象業種	小売業、飲食業（交遊飲食業は除く）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等 ※詳細はさつま町ホームページを参照してください	
対象事業内容	店舗の新築及び改装（外装、内装）に係る建築工事費のみ ※補助対象外：設備備品等の整備、購入費等、事業に伴う仮店舗、附属する居住部分	
補助率及び補助上限額等	補助率：事業費の30パーセント以内 ※補助対象となる施設に国県等の事業による補償費等の交付がある場合は、店舗整備に係る費用から、補償費等の額を控除した額を補助対象事業費とする ※算出額の1,000円未満の端数は切捨て 例：店舗改装事業費60万円の場合 $600,000円 \times 30\% = 180,000円$ 補助 補助限度額：50万円	

【お問合せ】 さつま町役場商工観光 PR 課商工振興係 TEL:0996-53-1111

# 消費者保護法と 消費者契約法の改正

消費者保護法とは、事業者と消費者間の取引に関して、消費者が不当に搾取されないように一定の規制を及ぼす、さまざまな法律の総称であり、「消費者契約法」、「特定商取引法」、「景品表示法」、「割賦販売法」、「貸金業法」から構成されています。

特に、商品などに対する適切な情報量については、情報化社会の進展に伴い、事業者と消費者の間の情報格差が年々拡大しています。そのため、消費者保護法の規定は、段階的な改正によって、より消費者保護に厚い規定へと変化し続けています。

令和4年5月25日には、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律が成立し、同年6月1日に公布され、本年6月1日からは消費者契約法の改正部分が施行されました。

特集2では、消費者契約法改正の概要についてご紹介します。

## ■ 消費者契約法とは

消費者契約法は、消費者保護法の中でもっとも重要な法律のひとつです。

契約とは当事者同士の合意によって成り立つものの、対象となる商品やサービス、取引についての知識や情報は、事業者のほうが質・量ともに消費者を大きく上回っているのが普通です。また、消費者と事業者との間には交渉力の格差もあり、このような情報や交渉力の格差のため、消費者が不利な契約を結んでしまう恐れがあります。

こうした状況に対処し消費者を守るための法律が「消費者契約法」です。これは、消費者と事業者の間の情報や交渉力の格差を考慮し、消費者を不当な勧誘や契約から守るために、消費者契約に関する包括的な民事ルールとして、平成12年5月に制定された法律です。

### 消費者契約法の主な規定

#### ① 消費者契約の取消

事業者の不当な勧誘によって契約をしたときは、消費者はその契約の「取消し」が可能

#### ② 消費者に不利益な条項の無効

契約の内容に着目し、不当な契約条項がある場合には、契約自体は有効としつつ、当該条項のみ無効とするもの

※「取消」が一旦有効に成立した意思表示を遡及的に無効とする旨の意思を示すことに対し、「無効」は最初から効力が発生していないことをいいます

### 消費者契約法における「消費者」と「事業者」



消費者が事業者とした契約(=消費者契約)であれば、あらゆる契約が対象です。



## ■ 消費者契約法改正のポイント① ～取消～

### 取 消

不当な勧誘により締結された契約は、後から取り消すことができます。

#### これまで取り消しができたケース

#### 1. 不実告知（うそを言われた）

契約の対象となる物やサービスの内容・品質・効果などの説明、価格や支払方法、その他重要な事項（契約内容）について、事実と違う説明をした場合。また、契約の対象となる物やサービスに関連しない事項について、生命、身体、財産その他重要な利益についての損害または危険を回避するための必要性について、事実ではないことを言った場合

##### 例

- ①効果がないのに「この機械を付ければ電気代が安くなる」と勧誘して販売
- ②危険がないのに「タイヤの溝が大きくすり減っていてこのままでは危険、タイヤ交換が必要」と言って消費者の不安をあおり、新しいタイヤを販売

#### 2. 不利益事実の不告知（不利になることを言われなかった）

消費者の利益となる旨を告げながら、重要事項について不利益となる事実を故意又は重大な過失により告げなかった場合

##### 例

すぐ隣の土地に、眺めや陽当たりを阻害するマンションの建設計画があることを知りながら、「眺望・日照良好」と説明して住宅を販売

#### 3. 断定的判断の提供（必ず値上がりすると言われた等）

将来における変動が不確実な事項について、確実であると告げた場合

##### 例

「必ず値上がりする」等と説明して金融商品を販売

#### 4. 過量契約（通常量を著しく超える物の購入を勧誘された等）

消費者にとって通常必要とされる商品の分量やサービスの回数等を著しく超えることを事業者が知っていながら契約させた場合

##### 例

一人暮らしでありあまり外出せず、着物をふだん着る習慣もない高齢の消費者に対して、事業者がそのことを知りながら、その消費者が店舗に訪れた際に勧誘して着物を何十着も販売

#### 5. 不退去（お願いしても帰ってくれない）

消費者が事業者に対し、退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、事業者が退去しなかった場合

##### 例

消費者の自宅等において、消費者が何度も帰ってほしい旨を告げているにもかかわらず、勧誘を続けて販売



## 6. 退去妨害（帰りたのに帰してくれない）

消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、消費者を退去させなかった場合

例

販売店頭において、消費者が何度も帰りた旨を告げているにもかかわらず、勧誘を続けて商品を販売

## 7. 不安をあおる告知（就職セミナー商法等）

事業者が、消費者が社会生活上の経験が乏しいことから、願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた場合

例

就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と言って勧誘

※消費者の年齢によって定まるものではなく、中高年であっても該当します

※進学、就職、結婚、生計、容姿や体型などの願望が挙げられます

## 8. 好意の感情の不当な利用（デート商法等）

事業者が、消費者が社会生活上の経験が乏しいことから勧誘者に好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ関係が破綻すると告げた場合

例

SNSで知り合って好きになった男性と、宝石展示場に誘われて行ったところ、「買ってくれないと関係を続けられない」と男性から言われ契約

## 9. 判断力の低下の不当な利用（高齢者等が不安をあおられる）

事業者が、消費者が加齢や心身の故障により判断力が著しく低下していることから、現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた場合

例

加齢により判断力が低下した消費者に、「投資用マンションを買わなければ、定期収入がなく今のような生活を送ることは困難である」などと告げて勧誘

NEW

改正後に新たに取り消しが出来るようになったケース



1. 退去困難な場所へ同行
2. 威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害
3. 契約締結前に債務の内容を実施等（契約前なのに強引に代金を請求される等）

## 1. 退去困難な場所へ同行し勧誘

消費者に対し、事業者が、勧誘することを告げずに、消費者を任意に退去することが困難な場所に同行し、その場所において消費者が退去困難であることを知りながら消費者契約の締結について勧誘をした場合



**例** 旅行に行こうと告げて消費者を山奥に連れて行って商品を販売



## 2. 威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害

消費者が消費者契約を締結するか相談を行うため、電話等によって第三者に連絡したい旨の意思を示したにもかかわらず、事業者が威迫する言葉を交えて消費者が当該方法によって連絡することを妨害した場合

**例** ウォーターサーバー購入を親に相談したいと言ったが、相談を妨害して勧誘



## 3. 契約締結前に債務の内容を実施等

消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部若しくは一部を実施し、又は**目的物の現状を変更し**、その実施又は変更前の原状の回復を著しく困難にすること

※赤字部分が今回の改正点

**例** 貴金属の買取りの際に指輪に付いていた宝石を鑑定のために取り外し、元に戻すことを著しく困難にして勧誘

## 4. 靈感等による知見を用いた告知（靈感商法等）

靈感等の特別な能力により、当該消費者**又はその親族**の生命等の**現在生じ**、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避できないとの不安を[あおり](#)、**又はその不安に乗じて**、その重大な不利益を回避するためには契約が必要不可欠である旨を告げた場合

※赤字部分が今回の改正点

**例** 「私は霊が見える。あなたには悪霊がついておりそのままでは病状が悪化するだけでなく、家族も病気になる。この数珠を買わないと、悪霊を除去できない」などと告げて勧誘

**Check!**

取消権の行使期間	
短期	追認をすることができる時(※)から1年間。靈感商法等の場合は3年(令和4年臨時国会改正)
長期	契約の締結の時から5年間。靈感商法等の場合は10年間(令和4年臨時国会改正)

※消費者が誤認したことに気付いた時や困惑を脱した時等、取消しの原因となっていた状況が消滅した時

## ■ 消費者契約法改正のポイント② ～無効～

無効

消費者の利益を不当に害する契約条項は、**無効**となります。

### これまで無効となっていたケース

#### 1. 事業者は責任を負わないとする条項

損害賠償責任の全部を免除する条項や、事業者の故意または重過失による場合に損害賠償責任の一部を免除する条項や、事業者が責任の有無や限度を自ら決定する条項は無効

例

「当ジムは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的のいかなる事故についても一切責任を負いません」とする条項

#### 2. 消費者の解除権を放棄させる条項

事業者の債務不履行の場合でも、消費者の解除権を放棄させる条項は無効

例

「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後のキャンセル・返品、返金、交換は一切できません」とする条項

#### 3. 成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項

事業者に対し、消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する条項は無効

例

アパート等の賃貸借契約における「賃借人(消費者)が後見開始の審判を受けた時は、貸借人(事業者)は直ちに本契約を解除できる」とする条項

#### 4. 平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項

契約の解除に伴う平均的な損害額を超える部分や、遅延損害金につき年利14.6%を超える部分についての条項は無効

例

「毎月の家賃は当月20日までに支払うものとする。前記期限を過ぎた場合には1か月の家賃に対し年30%の遅延損害金を支払うものとする」といった条項

#### 5. 消費者の利益を一方的に不利にする条項

任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限しまたは義務を加重する条項であって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効

例

売買契約の目的物の種類又は品質が、契約内容に適合していない場合、民法では、そのことを知った時から1年以内に通知をする必要があるところ、正当な理由がないのに、この期間を不当に短く定める条項



NEW

## 改正後に新たに無効になるケース



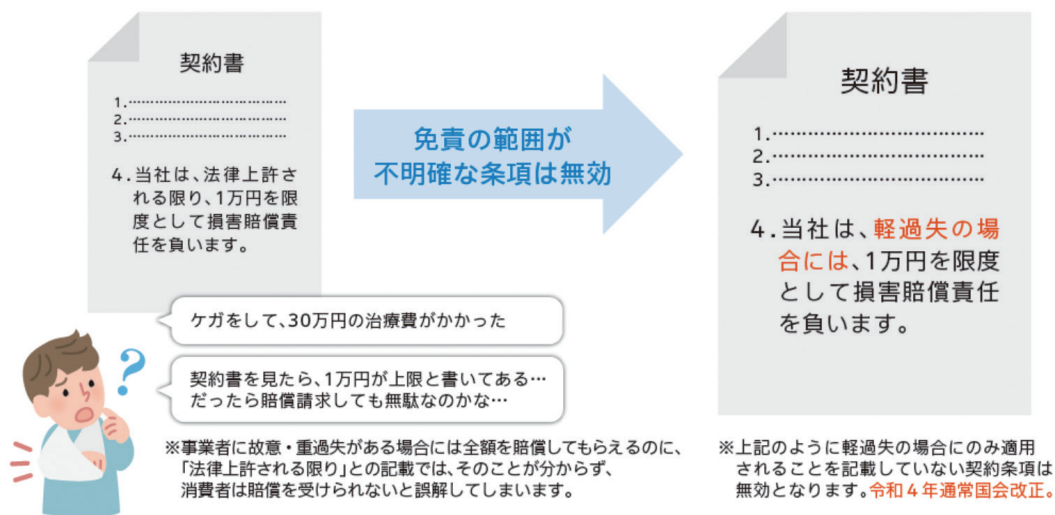
### 1. 免責範囲が不明確な条項

#### 1. 免責範囲が不明確な条項

今回の改正では、不当条項規制の一類型として、新たに「サルベージ条項」を無効とする条項が追加されています。

サルベージ条項とは、一定の場合に事業者の負う責任を限定する規定のうち、責任を限定する範囲を契約上明らかにせず、「法律上許される限り」といった曖昧な文言で記載するものです。消費者にとって契約条項のうち有効とされる範囲が不明確であったため、事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項のうち、損害賠償責任の免除が軽過失の場合のみを対象としていることを明らかにしていない条項は無効とすることが規定されました。

事業者の実務対応として、消費者契約における利用規約等で「法律上許される限り」又は「法律上許容される場合において」損害賠償責任を限定する規定を定めている場合、引き続き軽過失における一部免責効果を得るためには、利用規約等の修正が必要となります。



## ■ 消費者契約法改正のポイント③ ～事業者の努力義務～

### 努力義務① 事業者は情報提供や説明に努める必要があります

消費者契約法改正ポイントの3つ目は、解約料の説明について事業者へ努力義務が課されることになった点です。

消費者契約法では、損害賠償の額を予定する条項や違約金を定める条項が、一律に無効とされるわけではありません。その額が「解除の事由、時期等の区分」に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えたり不当に高額な遅延利息を定めたりしてないのであれば、損害賠償の額を予定する条項や違約金を定める条項も有効です。

つまり、その金額などが適正なのであれば、損害賠償などの予定も認められるということです。しかし、消費者の側からすれば、その額が適正であるかどうか判断することは困難でしょう。そこで改正法では、契約書などで予定した損害賠償額や違約金を実際に消費者へ請求した場合において、消費者から説明を求められた際には、その金額の算定根拠の概要を説明すべき努力義務が課されました。

そのため、説明できるだけの根拠がないままに損害賠償の予定額や違約金の額を定めている事業者は改めて現在定めている金額を見直し、仮に説明を求められた際に説明できるだけの準備を進めておく必要があります。

NEW

## 改正後に追加される努力義務



1. 勧誘時の情報提供等
2. 定型約款の表示請求権に関する情報提供
3. 解除権行使に必要な情報提供
4. 解約料の算定根拠の説明

### 1. 勧誘時の情報提供等

- (1) 契約条項を定めるに当たって、その解釈について疑義が生じない明確で平易なものになるように配慮すること。
- (2) 勧誘に際し、契約の目的物の性質に応じ、**事業者が知ることができた**個々の消費者の年齢、心身の状態、知識及び経験を**総合的**に考慮した上で消費者契約の内容についての必要な情報を提供することが明確化されました。

※赤字部分が今回の改正点

### 2. 定型約款の表示請求権に関する情報提供

事業者は、消費者が民法上の定型約款の表示請求権を行使するために必要な情報を提供するように努めなければなりません。

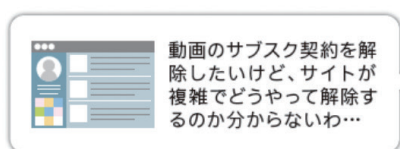
※約款の内容を消費者が容易に知り得る措置を講じている場合を除く



メールでご要望いただければ約款の電子データをお送りします

### 3. 解除権行使に必要な情報提供

事業者は、消費者から求められたら解除権の行使に必要な情報を提供するように努めなければなりません。



動画のサブスク契約を解除したいけど、サイトが複雑でどうやって解除するのか分からないわ…



どうすれば解約できるのか教えてください

ウェブサイトのアカウント情報のなかのお問い合わせのページに進むと、「解約する」という表示が出るので、そこをクリックしてください



#### 4. 解約料の算定根拠の説明

事業者は、解約料を請求する際に消費者から求められたら、解約料の算定根拠の概要を説明するよう努めなければなりません。

例

挙式の10ヶ月前なのに、挙式代金の全額をキャンセル料とする場合



**努力義務②** 事業者は適格消費者団体からの要請対応に努める必要があります



#### 1. 適格消費者団体の要請に対応

##### 1. 適格消費者団体の要請に対応

事業者は、適格消費者団体から、①不当条項と疑われる契約条項の開示、②解約料の算定根拠（営業秘密は除く）の説明、③差止請求を受けて行った措置の内容の説明を要請されたときは、これに応じるよう努めなければなりません。



なお、この規定は「努力義務」です。努力義務とは条文中「努めなければならない」などと表現されるものであり、違反をしても罰則はありません。

しかし、事業者はコンプライアンス徹底の観点から、事業活動が改正の内容に抵触しないか改めて確認すると共に、遵守に努めましょう。

(注)「消費者契約法」の令和5年6月1日施行の改正内容は、消費者庁のホームページをご確認ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/)



# 組合 インタビュー



「お客様に感動していただきたい」が出発点  
～おもてなしの心で最高の旅の提供を～



理事長 中間 幹夫氏

## 鹿児島県旅行業協同組合

新型コロナウイルス感染症拡大により一時は行動制限が敷かれてましたが、現在では緩和され、イベントの開催や観光客誘致が活発化しています。

今回は、開催まであと4か月に迫った「燃ゆる感動かごしま大会～特別全国障害者スポーツ大会～※（以下、「かごしま大会）」の1事務局を担う「鹿児島県旅行業協同組合」を訪問し、中間幹夫理事長にお話を伺いました。

※「燃ゆる感動かごしま大会～特別全国障害者スポーツ大会～」とは

「燃ゆる感動かごしま国体」の後日に開催される全国障害者スポーツ大会。2023年10月28日～10月30日まで開催。



## ■ 組合の概要

本組合は、(一社)全国旅行業協会鹿児島県支部の会員が旅行商品の共同開発や教育情報事業を目的に平成18年に設立しました。

設立以降、着地型旅行商品(旅行客を受け入れる地域が観光資源を活かした体験プログラム等を提供するツアープログラム)の開発を行っており、本組合のパッケージブランド「魅旅(みたび)」として販売しています。



魅旅のロゴマーク

また、組合員向けに旅行業に関するさまざまな情報を発信し、さらにアフターコロナに順応できるように、これまでの旅行業とは違った視点での研修会を実施しております。

そうした事業運営を積み重ねてきた結果、現在では行政より様々な事業も受託しています。

今まで培ってきたノウハウを活かし、「おもてなしの心」を大切にしながら、組合員と地域のための組合運営を重視しています。また、「鹿児島の企業だからこそできるサービスを提供したい」をモットーに掲げています。

## ■ かごしま大会に向けた取り組み

本組合では今年10月に開催される「かごしま大会」に係る事務局業務を、(株)日本旅行、鹿児島交通(株)とともに3社で構成するJVで受託しており、「宿泊・輸送計画策定業務」を行っています。

なお、(株)日本旅行が主幹事を務めており、大会事務局に当組合職員も出向して業務にあたっています。

### □ 『『鹿児島ならでは』の大会にしたい』という思い

本組合が「かごしま大会」事務局を受託する以前は、国体と全国障害者スポーツ大会の事務局業務は一括発注が通例となっていました。

その理由は、地元企業が一括受注できるような規模ではないことから、その役割は大手企業が担ってきたのです。

しかし、『折角の一大イベントが鹿児島で開催されるにもかかわらず、そのノウハウが地元で蓄積されないのは残念だ』と思い、受注実現に向け内部で努力を重ね、コンペに臨んだところ、国体史上初めて事務局事業が分離発注されることが決まりました。なお、一民間企業ではなく、事業協同組合が受注すること自体、あまり例がないようです。

「かごしま国体・かごしま大会」は新型コロナウイルスにより一時中止がささやかれましたが、関係機関や佐賀県、滋賀県をはじめとする後催県と調整を行い、御理解と御賛同をいただき開催が決定したものです。

大勢の方々のお力添えいただいたおかげで大会運営に携われることに感謝し、大会の成功に向け責務を全うして参ります。



# 組合インタビュー

## □ 大会に向けたサポーター研修

「かごしま大会」を前に、観光地やレストランなどでの障害者の支援方法を伝えることで、すべての人が訪れやすい環境を整えることを目的に、「鹿児島をだれもが楽しめる観光地へ～観光・旅行のサポーター育成研修」を開催しました。

研修会当日は約30名の市民ボランティアの参加を得て、「おもてなしの心」を学んでいただきました。

この研修会を通じて、受入地としての準備が着実に進められたと手応えを感じています。



研修会案内資料



研修会の様子



研修会資料

## ■ 佐賀県と始まった誘客事業

2020年当初、「かごしま国体・かごしま大会」の開催延期が決定した際は、佐賀県関係者を始めとする様々な方々の多大なる心遣いがありました。

そこで、佐賀県への感謝の意味を込めて「ありがとう佐賀」という送客事業を組合独自で行いました。本組合が集客し、佐賀県内を観光してもらおうという事業です。

組合員の協力を得て、最終的に約100名の観光客を佐賀県へ送り出すことに成功しました。

現在では、鹿児島県と佐賀県を旅行する際に、交通方法や宿泊条件などの諸条件を満たし、規則に基づいた申請を行えば、割引価格にて観光できる仕組みを構築しています。

新型コロナウイルスにより地元観光業界が大きな打撃を受けている中、このような関係を強化できたことは、両県の旅行業界の橋渡しに大いに貢献することができたのではないかと自負しています。



## ■ 業界発展ための組合の方針

社会が新型コロナウイルスを経験し、人々が抑圧された日常を余儀なくされたことで、「旅先でのあらゆる実体験を通じて、新たな価値を見出したい」というニーズを強く感じます。

しかし、そのニーズを満たすための旅先を自ら発見し、選び取ることは意外と難しいものです。

そこで、旅行のプロである我々がその強みを発揮して、魅力溢れる体験型・視察型の商品を開発・販売することができれば、そうしたニーズを満たすことが可能になります。

西欧諸国はそうした取組みが盛んな地域であり、さらに一步踏み込んだSDGsに配慮した商品開発など先進的な事例が数多く存在します。

そうした事例を学ぶために、実際に組合職員に赴いてもらおうと考えています。なぜなら、体験こそが良い商品づくりの基本であり、そのための重要な投資と捉えているからです。

現地で得た知見やノウハウを活かして、商品化のヒントとすることで、組合員企業への還元と業界発展、地域活性化に繋げていきたいと考えています。

鹿児島県旅行業協同組合			
代 表 者	代表理事 中間幹夫（アローツーリスト株式会社 代表取締役）		
設 立 年 月 日	平成18年8月	組 合 員 数	75名
所 在 地	鹿児島市山下町17-5		
主 な 事 業	旅行業法に基づく旅行業、株式会社全旅が行う旅行災害補償の共同取扱事業、県内の観光振興に関する事業、国内・海外からの鹿児島県への団体客受入推進に関する事業 他		
電 話	099-201-9897		
ホームページ	<a href="https://www.mitabi.net/">https://www.mitabi.net/</a>		

取  
材  
後  
記

地域創生のために尽力する姿が印象的でした。「観光の神髄はおもてなしの心にある」との理事長の言葉通り、お話のはしばしに相手を思いやる心を感じました。

鹿児島県の元気を発信!

がんばる  
中小企業



鹿児島発の総合芸術!  
国内シェア8割を誇る甲冑工房



## 丸武産業株式会社



代表取締役 田ノ上 智隆 氏

薩摩川内市にある丸武産業株式会社（甲冑工房丸武）は、日本古来の形・伝統を引き継いだ唯一無二の甲冑を製造しています。

最近では、大谷翔平選手の所属するロサンゼルス・エンゼルスのパフォーマンスで使われ始め、高い注目を集めています。

また、『NHK大河ドラマ』や映画で使用される甲冑などを製造し、業界シェア8割を占めています。

今回は、鹿児島県伝統的工芸品にも指定され、国内外から注目を集める同社（事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会 組合員）の田ノ上智隆 代表取締役にお話を伺いました。

### ■ 創業からのあゆみ

昭和33年に釣竿メーカーとして祖父が創業（当時は「丸竹産業」）しました。程なくして釣竿の売れ行きが不振だったこともあり、祖父の古美術品好きが高じて、昭和48年に甲冑の製造に業態転換しました。その後、昭和52年4月放送の『破れ奉行』に出演した時代劇俳優「萬屋錦之助」さんの「鎖帷子の頭巾」を製作したことがきっかけとなり、映画界から数多くのオファーをいただくようになりました。

現在では、TV・CM・映画・アニメゲームキャラクターのための甲冑製作、博物館等の収蔵品の修理・復元、武者行列・ウエディングの際の甲冑レンタルを行っています。



## ■ 甲冑作りのこだわり

弊社の甲冑は、35人の職人の手作業で作られています。実際に武将たちが戦で着用した本物を忠実に形にする再現性の高さに定評があります。

例えば、本物を一度バラバラにし、構造や仕組み、形状、装飾を一つひとつ丁寧に研究したり、過去の文献を読んで、時代背景や武将の性格、気質などを理解してものづくりに臨んでいます。

その他にも、重厚感のあるもの、脱着の早いもの、又は重厚感を損なう事なく軽いもの等、ご予算に合わせて素材・質感を変えたり、現代人の体に合わせたサイズ変更を加えたりといった調整をしています。

そうすることで、質や造りが良いのはもちろん、映画監督から役者個人、蒐集家の方、それぞれのニーズにあった細やかなものづくりをしてきました。着用向けの甲冑は約170種類に対応可能です。

製品は、品質を損なわないように完全受注生産です。手作りで製作するため1か月半～2か月の期間を要します。



兜を製造する様子

## ■ リニューアルに込める思い

私は、東京支店（以前の足立支店、現在は千代田支店のみ）で営業職を経験した後、本社勤務（薩摩川内市）に就きました。

鹿児島に帰ってきて2年が過ぎた平成30年夏に、本社と「旧・川内戦国村」を統合するリニューアルを行いました。リニューアルを機に、甲冑等50領を有する展示館やお食事処、お土産処を有する「テーマパーク」として整備し、入館無料で開放しています。

また、職人が実際に作業をしている工房も見学いただけるようにしました。各作業工程ごとに、説明パネルを設置しています。説明パネルには、英語・中国語・韓国語を併記し、海外からのお客様にも楽しんでいただけるようにしています。



展示館：甲冑及び武将名・解説のパネル展示



展示館：映画等で使用された鎧兜の展示

# 鹿児島島の元気を発信！がんばる中小企業

職人にとっても多くの方の目に触れることで張り合いがでて、モチベーション向上に繋がっています。リニューアルを一つの節目として、職人・従業員が一致団結してより良いものづくりに励んでいます。

工房内の撮影はご遠慮いただいておりますので、ぜひ職人の技を直接見ていただきたいです。

## ■ 「兜セレブレーション」の反響

リニューアル直後に新型コロナウイルスが流行したため来場者は激減しました。また、武者行列や甲冑ウエディングの中止が相次ぎ、レンタル事業が打撃を受ける等、厳しい時期が続きました。

そのような中、日本がWBCで優勝したことで一躍時の人となった大谷翔平選手が所属するMLB（米大リーグ）ロサンゼルス・エンゼルスで、今年の4月から弊社の兜を被りベンチで祝福する「兜セレブレーション」が行われるようになり、大きな反響がありました。

兜セレブレーションとは、ホームランを打った選手が兜をかぶり、ベンチでチームメイトの祝福を受けるパフォーマンスの一環です。

このパフォーマンスがお披露目された日を境に、電話でのお問い合わせやWEBサイトへのアクセスが殺到し、あまりの反響の大きさに驚きました。また、世界中に鹿児島の甲冑の存在を発信できたことに感動しました。

以前より薩摩川内市の依頼を受け、ふるさと納税の返礼品を製作しています。エンゼルスが使用する兜と同じ型のものを出品していますが、すでに例年以上のお申込みをいただいております。地域貢献できることを嬉しく思っています。

## ■ 今後の展望

甲冑は平成9年3月に鹿児島県の伝統的工芸品に指定していただいています。当時から、世界に向けてその魅力を広く知っていただきたいと試行錯誤を重ねてきました。今回、ひよんなことから注目を集め、これまで甲冑に興味のなかった国内外の方々にも留まる機会を得ることができました。

今後は、テーマパークが観光スポットとしてさらに認知され、多くの方に足を運んでいただくと嬉しいです。甲冑の魅力を広く発信したいとの思いから入場無料で開放しており、場内にはお子さんも楽しんでいただけるように、甲冑を着用して写真撮影できるコーナーや射的が楽しめるコーナーも準備しています。

薩摩川内市は、私が生まれ育った町です。この町で、職人が日本古来の形と伝統を引き継ぎながらものづくりをしていることを発信し続けたいと思っています。



甲冑工房丸武 テーマパークの入口



展示館:エンゼルスで使用するものと同じ型の兜

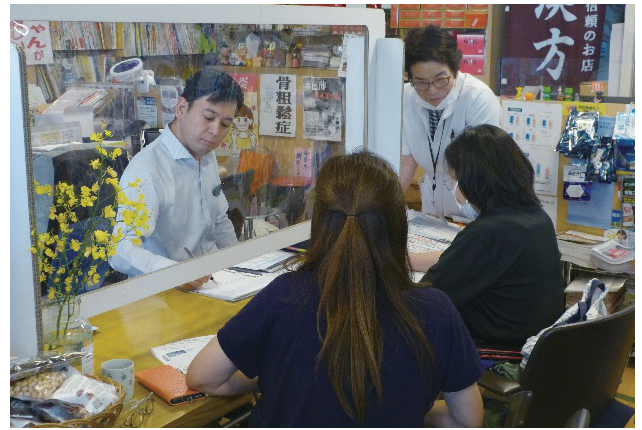


## ■ 会社概要

甲冑工房丸武（丸武産業株式会社）	
代 表 者	代表取締役 田ノ上 智隆
設立年月日	昭和33年 7 月
本社（鹿児島）・ テーマパーク	〒899-1923 鹿児島県薩摩川内市湯島町3535-7 TEL：0996-26-3113 FAX：0996-26-3213 MAIL：marutake@yoroi.co.jp 営業時間：9:00～17:00 (年中無休) 入館無料
	 <p>本社の敷地内に展示館や甲冑工房があり、総面積は4,000坪</p>
支店（千代田）	〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目1-15 TEL：03-5256-4618 FAX：03-5577-5782 MAIL：info@jsart.jp 営業時間：11:00～18:00 (火曜・日曜定休・他不定休)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●甲冑工房丸武テーマパーク運営（工房見学・展示館・お土産・お食事処）</li> <li>●甲冑製造（テレビ・時代祭・節句・文化財指定等の鎧やゲームキャラクター衣裳製作）</li> <li>●甲冑修理（骨董・博物館・現代甲冑の修理や復元）</li> <li>●甲冑レンタル（武者行列・ウエディング・甲冑展・イベントプロデュース）</li> <li>●その他（衣裳・小道具・お祭り道具製作）</li> </ul>
HP・SNS	HP: <a href="http://yoroi.co.jp/company/">http://yoroi.co.jp/company/</a> instagram:@marutake_industries Facebook: <a href="https://www.facebook.com/marutake.armor">https://www.facebook.com/marutake.armor</a>
	 <p>HP</p>

取 材  
後 記

甲冑が放つ力強さや迫力はもちろんのこと、近づいてみると各パーツに施された透かし彫り等の細工がとても美しかったです。工房内にはたくさんの材料と工具があり驚きました。



まなびを楽しむ、まちと繋がる

# 第13回鹿児島天文館まちゼミ

<p>きれいな美容、きれいな肌をのびせたい!</p> <p>6/26(日) 11:00~11:40 6/9(金) 11:00~11:40</p> <p>キク薬師 いづる店</p> <p>TEL/099-226-6421</p>	<p>毛穴ケア「自宅でできるセルフエステ」</p> <p>6/26(日) 11:00~11:40 6/9(金) 11:00~11:40</p> <p>キク薬師 いづる店</p> <p>TEL/099-226-6421</p>	<p>健康 身体の内側を知りたい!</p> <p>11 腸活!! 腸醇ドリンクで 身体の内側から健康に</p> <p>5/26(日) 10:30~12:00 6/9(金) 10:30~12:00 6/23(日) 10:30~12:00</p> <p>コンディショニングジム TRY</p> <p>TEL/090-5289-5038</p>	<p>つくる 何かをくりたい!</p> <p>27 残さず使うハーブの恵み! ハーブチキン&amp;フェイスジェル作り</p> <p>6/23(日) 11:00~11:40 13:00~13:40 15:00~15:40</p> <p>山形屋</p> <p>TEL/099-227-6489</p>	<p>食べる 美味しいお菓子をのびせたい!</p> <p>49 健康クッキング 蒸し料理のコツ教えます</p> <p>5/25(日) 11:30~13:00 6/9(金) 11:30~13:00 6/24(日) 11:30~13:00</p> <p>天文館まちの駅 ゆめりあ</p> <p>TEL/099-226-8603</p>	<p>オンラインでの講座</p> <p>50 人生100年時代 知って得するNISA制度</p> <p>5/26(日) 14:00~15:00 6/23(日) 14:00~15:00</p> <p>野村證券 鹿児島支店</p> <p>TEL/099-226-8141</p>	<p>キッズ いっしょに楽しく体験!</p> <p>53 カードゲームで 楽しく税金を学ぼう!!</p> <p>6/25(日) 14:00~15:00</p> <p>税務士 佐藤 誠</p> <p>TEL/099-239-3655</p>
---	--	---	---	---	---	---

「指導員が行く! 組合イベント探訪記」は、中央会指導員が一般のお客様と同じように組合イベントに参加したリアルな体験談をご紹介します。令和5年度の第1回目となる今回は、天文館地区の9つの商店街振興組合の組合員(商店主)等が開催している「第13回天文館まちゼミ」をご紹介します。

## ■ まちゼミとは?



「得する街のゼミナール」の略で、店主等が講師となり、その道のプロならではの専門的な知識や情報、また趣味の楽しみなどを無料で受講者(お客様)にお伝える少人数制のゼミ。

講座を通じて店主やスタッフとお客様のコミュニケーションを図り、「店のファンづくり」を主眼に置いています。全国各地の商店街で開催され、近年では「全国一斉まちゼミ」として盛り上がりを見せており、鹿児島県内では、鹿児島市天文館地区のほか、鹿屋市、伊佐市、奄美市、さつま町等の地域で開催されています。

私が伺いました



組織振興課 梶



## ■ 準備編

実際の講座に参加する前に、まちゼミ実行委員会による、まちゼミ参加店舗向けの事前説明会が開催されると伺い、潜入取材しました。

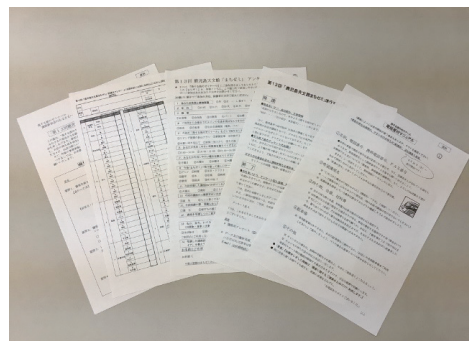
説明会では、電話受付の際に留意すべき内容や講座での具体的な進行方法、講座終了後の参加者に記入いただくアンケートの内容等について、共有が図られました。

また、第13回目からの新たな取り組みとして、既存のペーパーによるアンケート記入だけでなく、Google フォームを活用したアンケート入力についての説明及び質問項目に向けての意見交換等も交わされました。

アンケートを実施することで、イベントを「やりっ放し」にするのではなく、集計の実施により、客観的データや意見を見える化し、次の改善に繋げていました。

さらに、今回はデジタルを活用することで、集計にかかる時間を短縮するのが狙いです。

特筆すべきは、まちゼミに参加いただいたお客様に、他の講座を積極的にPRすることで、オススの輪を広げ、商店街全体が盛り上がるために工夫していた点です。



これまでのノウハウが凝縮された  
電話受付や具体的な進行方法等のマニュアル



実行委員会の説明を熱心に聞くまちゼミ参加店舗の方々



実際の進行を想定したデモンストレーション動画で解説

説明会終了後には、これまでにまちゼミに参加していただいたお客様に案内するため、参加店舗の皆さんで発送作業を行いました。



多くの方が参加することを願いながら私も発送作業のお手伝い



## ■ 本番編

今回の天文館まちゼミで開催される講座数は、オンラインも含めると53にも上りました。その中から、厳選した結果、漢方のオリーブ堂薬局さんが開催する『2ヶ月半で9kg 骨密度測定しながらダイエット』の1時間の講座に申し込みました!

20代の頃とは違い、体型も大きく変わり、体調管理に気を遣う年齢となってきたことから、切実そのものです(笑)。

まず初めに、問診票を記入した後、体重に加え体脂肪率やBMIも測定することができる体重計と骨密度を計測できる機械でそれぞれの数値を測ります。数値結果を店主であり講師を務める柳先生に伝えると、簡単な診断とアドバイスをしてくださいました。

その後、他の受講者と共に先生の座学を受けました。漢方(中医学)の知識のみならず、様々な文献等を紹介されながら、健康的なダイエットや食生活に関する説明がされます。



鹿児島市金生町にある漢方のオリーブ堂薬局さん



骨密度の計測



柳先生による診断とアドバイス



座学は真剣そのもの

なかでも、先生のコメントで印象に残っているものが、「現代人は、栄養失調で肥満に陥っています。」というものでした。

この飽食の時代に、栄養失調とは俄かには信じられないですが、一昔前に比較し、栄養バランスが悪く、偏り過ぎているようです。

それは、小麦を多く取り過ぎており、さらには、海藻やキノコ類、根菜、豆類が不足しているとビタミンやミネラル、アミノ酸、食物繊維が不足するため、脂肪や糖分が燃焼しないことから、中性脂肪が溜まりやすいそうです。

そうした状態を解消するためには、「色とりどりの食材を食べる必要があります。中医学には、『五味(酸味、苦味、甘味、辛味、鹹味(塩辛さ))が五臓(肝、心、脾、肺、腎)を養う』という薬食同源という考え方が根底にあり、それぞれ効能の違う食材をバランスよく摂取することで、五臓がお互いに協力し、心身ともに健康状態を維持しているとされています。」と分かりやすく解説してくれました。

また、ダイエットの要諦として、「単に体重だけを減らすのではなく、筋肉量と骨密度を下げないことが重要です。」と締めくくりました。



## 今回取材にご協力いただいた漢方のオリーブ堂薬局さん

赤い看板が目印の老舗の漢方薬局で、創業48年、現在の店舗に移転してから15年目になります。まちゼミに初めて参加してから5年目となる常連の店舗で、これまでに延べ300名以上が参加されているという人気店。とてもエネルギーで、たくさんの元気をいただきました！  
住所：鹿児島市金生町1-9  
電話番号：099-222-5072  
ホームページ：<https://www.take07.co.jp/>



店主の武柳子氏

商店街の活性化で注目を集めているまちゼミは、買い物以外でお店と接点を持つことができます。

近年では、学校や図書館、地元団体、一般市民や子どもたち等開催する地域全体を巻き込んで開催しているケースも増えています。

自分の興味のあるジャンルについて、無料で楽しく学ぶことができるため、皆さんも近くのまちゼミに是非参加してみたいはいかがでしょうか？

## 鹿児島天文館まちゼミ

対象者	希望する方はどなたでも
場所	天文館地区もしくは周辺地域の各店舗、事務所等
定員	基本は2名～7名の少人数制
講座の種類	「きれい」、「健康」、「つくる」、「まなぶ」等多様な切り口でテーマが設定されています。 ※詳細は是非、ホームページ等でご確認下さい！
受講料	基本無料 ※一部材料費等が必要な講座もあります。
申し込み方法	講座開催店舗へ直接電話等
事務局	「鹿児島天文館まちゼミ」実行委員会 (いづろ商店街振興組合内 099-222-7891)
HP	<a href="https://www.izuro.jp/">https://www.izuro.jp/</a>
開催期間	2023年6月30日まで ※本年度下半期に実施するかは、今後協議されます。

取  
材  
後  
記

まちゼミで新たな知識を得られることに喜びが感じられることは勿論、講師が生き生きと専門知識をお話されている姿が印象に残りました。取材から半月経っても、体重は簡単に落ちないものの、食生活を見直す貴重な機会となりました。

## 鹿児島県中小企業団体中央会 第68回通常総会



### 第68回 中央会通常総会開催

6月5日（月）、鹿児島市の「城山ホテル鹿児島」において、本会第68回通常総会を会員組合並びに多数の来賓出席のもと開催いたしました。

開会にあたり、小正芳史会長は「3年にわたる新型コロナウイルスとの戦いにより終止符が打たれ、経済や人の動きが活発になり、今後さらなる景気回復が期待されます。一方で、ロシアによるウクライナ軍事侵攻や日米の金利差に伴う円安により、事業活動や生活に不可欠な資材や燃料、生活物資などの値上げを招いている状況です。さらには、中小企業は深刻な人材不足に直面している中で、賃金上昇圧力に直面しているため、生産コストを価格に転嫁できる環境の構築が求められています。そのような中、中央会では、「ものづくり補助金」や「事業再構築」、「デジタル化への積極的な推進」を通じて、生産性の向上を図り、県内中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の向上を支援いたしました。また、組織化支援にも積極的に取り組んだ結果、人材不足や地域活性化に寄与する『特定地域づくり事業協同組合』制度を活用した5つの組合が設立されました。令和5年度も、『組合と共に明日を拓く中央会』の理念の下、中小企業者の振興・発展ため、役職員一丸となって取り組んで参ります。」と挨拶しました。



挨拶を述べる小正芳史会長



続いて、塩田康一鹿児島県知事（平林孝之商工労働水産部長代読）、下鶴隆央鹿児島市長（松山芳英副市長代読）から来賓祝辞が寄せられた後、県知事表彰、叙勲・褒章受章者への記念品贈呈、中央会会長表彰が行われました。

議案審議では、岩重昌勝副会長を議長に、令和4年度事業報告及び決算報告、令和5年度事業計画並びに収支予算案について上程されました。また、（仮称）鹿児島県中小企業会館（以下、中小企業会館）建設及び借入金残高の最高限度額決定の件について議案が上程され、原案通り承認可決されました。

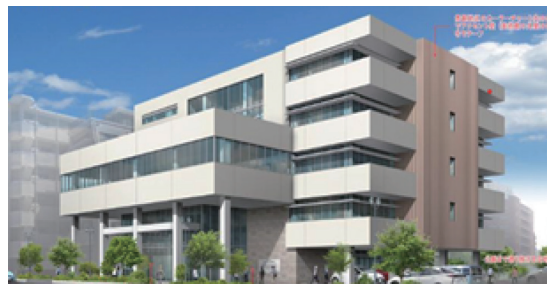
中小企業会館建設の議案審議では、永田専務理事より、鹿児島県建築設計監理事業協同組合（川口利昭理事長）の協力の下、同組合の組合員を対象に設計公募を行ったところ、株式会社武田建築事務所が選定されたことを報告しました。

新会館の建設地は、鹿児島市城山町1-7（鹿児島県環境保健センター城山庁舎跡地）で、敷地面積は1,462平米、建物規模は5階建て延床面積は3,000平米を予定しています。

なお、建設にあたっては、「歴史と文化のまち」である城山の景観に配慮し、既存の街路樹と連続した植栽と敷地内通路で新たな緑の回遊動線を創出する等周辺環境との調和に重きを置いています。

今年度内に着工し、令和7年4月より中小企業会館での業務開始を目指しています。

※今後の進捗については、情報誌等で適宜お知らせします。



（仮称）鹿児島県中小企業会館のイメージ図

## 栄えある受賞を心よりお慶び申し上げます

### ■ 鹿児島県知事表彰

長年にわたる中小企業組合発展への尽力と県内中小企業の振興に寄与した功績に対し、鹿児島県知事より2名の方々が表彰されました。

（順不同・敬称略）

組 合 名	理事長名
鹿児島県漬物商工業（協） 前理事長	中園 雅治
鹿児島物流ネットワーク（協） 理事	鳥部 敏雄



鹿児島県知事表彰（左：中園雅治 氏、右：鳥部敏雄 氏）

## ■ 中央会会長表彰と叙勲・褒章受章者への記念品贈呈

中小企業組合の発展と組合運営及び中小企業の振興に寄与した功績に対し、優良組合5組合、組合功労者21名、組合優秀事務局専従者3名、永年勤続従業員59名、優良組合青年部1組合の方々を表彰しました。また、令和4年の叙勲・褒章受章者へ記念品を贈呈しました。

### ●優良組合（5組合） (順不同・敬称略)

組合名	理事長名
川内ガス販売(協)	田中 実
桜島採石事業(協)	上村 一徳
鹿児島県コンクリートポンプ(協)	茂谷 暢一
鹿児島市建設業(協)	小牧 隆
鹿児島建築産業(協)	中村 明人



優良組合

### ●組合功労者（21名） (順不同・敬称略)

被表彰者名	所属団体名	役職名
久木野広誠	曾於建設業(協)	理事
松下 誠	鹿児島県パン工業(協)	理事
佐藤 俊一	鹿児島市管工事(協)	副理事長
川畑 宏二	鹿児島市管工事(協)	理事
松元 武	鹿児島県板金塗装工業(協)	理事
岩崎芳太郎	日本木材工業(協)	理事長
内村 武志	鹿児島木材産業(協)	理事
長野 明人	鹿児島木材産業(協)	理事
西村 将男	鹿児島県運送事業(協)	理事
吉村 光弘	鹿児島県醤油醸造(協)	理事長
追立 良一	(協)鹿児島食品雑貨流通センター	理事長

被表彰者名	所属団体名	役職名
高浜 和秀	川薩地区生コンクリート(協)	専務理事
伊地知博史	鹿児島県歯科医師(協)	理事長
竹ノ内 哲	鹿児島県歯科医師(協)	常務理事
中村浩一郎	鹿児島県歯科医師(協)	理事
松島 俊和	(協)鹿児島県環境管理協会	理事
萩原 眞澄	鹿児島県砕石(協連)	会長
徳永 博光	(協業)薩南浄水管理センター	理事長
川口 清文	鹿児島県板金(工)	理事長
曾山 義孝	中町コア・モール商店街(振)	副理事長
平岡 正信	天文館商店街(振連)	理事長



組合功労者



総代 吉村 光弘 氏  
(鹿児島県醤油醸造(協) 理事長)



●組合優秀事務局専従者（3名）

（順不同・敬称略）

被表彰者名	所属団体名	役職名
齊野平香奈	鹿児島県しろあり事業(協)	事務局
柴山 一樹	大隅物流事業(協)	センター長

被表彰者名	所属団体名	役職名
和田 幸司	天文館本通商店街(振)	事務局長

●優良組合青年部（1組合）

組合名	部会長名
鹿児島県自動車整備振興会青年部会	岩崎友和



優良組合青年部

●永年勤続従業員（59名）



永年勤続従業員

●叙勲・褒章（役職は表彰時）

叙勲（7名）

（順不同・敬称略）

令和4年春	旭日小綬章	烏越 澄夫	鹿児島県環境整備事業(協)	元理事長
令和4年春	旭日小綬章	外園 輝藏	川薩運輸事業(協)	元理事長
令和4年春	旭日単光章	木村 和男	鹿児島県クリーニング(生同)	元理事長
令和4年秋	旭日双光章	内門 一郎	鹿児島県建設業(協)	元専務理事
令和4年秋	旭日双光章	嶋田 芳博	朝日白崎新川通り会(協)	理事
令和4年秋	旭日双光章	野村 秀洋	鹿児島県医師(協)	元常務理事
令和4年秋	旭日双光章	舟倉 武則	宮之城衣料品店(協)	理事長

褒章（3名）

（順不同・敬称略）

令和4年秋	黄綬褒章	上集 孝一	曾於建設業(協)	理事長
令和4年秋	黄綬褒章	瀬川 浩三	鹿児島県書店(商)	副理事長
令和4年秋	黄綬褒章	竹内 博行	大隅電気工事業(協)	理事長



令和4年叙勲褒章受章者

# 中小企業こそリスクへの備えを！ 事業継続力強化計画から始める リスクマネジメント



有限会社 藺田経営リスク研究所  
代表取締役 / 中小企業診断士

藺田 恭久

皆さんはBCP(Business Continuity Plan)をご存知でしょうか。BCPは日本語で「事業継続計画」とも呼びます。BCPとは、企業が自然災害、事故、新型インフルエンザなどの疫病、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇することを想定し、

- ・ 各種経営資源の損害を最小にとどめ、
- ・ 重要な事業の継続と早期の復旧を可能とするための対応策や代替手段を、

平常時から検討し、計画するものです。

元々は欧米を中心とした企業のリスクマネジメント手法ですが、2011年に発生した東日本大震災を契機に日本でも多くの企業が取り組むようになってきています。

但し、一般には50～100ページ程度の計画になることから、中小企業での取組みはまだまだ少ない状況です。

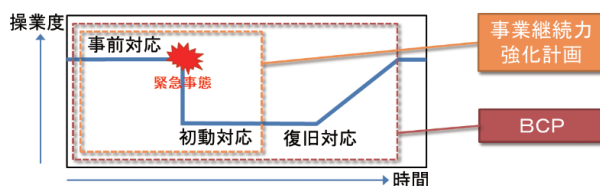
一方で、近年は熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨、球磨川の氾濫等、毎年のように激甚災害が発生しており、中小企業を取り巻く経営環境の大きな変化が見られます。このような中で、国は令和元年に中小企業強靱化法(通称)を施行し、BCPの簡易版ともいべき事業継続力強化計画(通称ジギョケイ)認定制度(経済産業大臣認定)が始まりました。今回のシリーズではこの事業継続力強化計画について4回に亘って解説を行います。

## ■ 事業継続力強化計画の普及状況とBCPとの違い

事業継続力強化計画の認定制度が始まり3年を経過している現状で、認定を受けている中小企業は全国で5万社を超え、鹿児島県でも400社にのぼっています(令和5年4月末現在)。

なぜ、このように普及しているのでしょうか。大きな要因にBCPに比べてリスクの対象を自然災害等の最低1つ(多くても3つ程度)に絞り込むことが挙げられます。また、右図で確認していただきたいのですが、BCPでは「事前対応」・「初動対応」・「復旧対応」の3つの対応策を盛り込むことになっていますが、事業継続力強化計画では「事前対応」・「初動対応」に絞って検討を行うことになっています。したがって一般には15

ページ程度で作成が可能で、作成期間も1～2カ月程度と短く、中小企業でも取り組みやすいものとなっています。



## ■ 認定企業への各種特典

認定企業は以下の各種支援策(優遇制度)が活用できます。

- ① 防災・減災に資する設備等購入時の金融支援
- ② 防災・減災に資する設備等購入時の税制優遇
- ③ 各種補助金の優遇措置(ものづくり補助金、事業再構築補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金等)  
※令和5年度より対象補助金が拡大しました。
- ④ 認定ロゴマークの使用 等

## ■ 事業継続力強化計画作成支援施策

中小企業基盤整備機構では、事業継続力強化計画の作成支援(無料)を行っています。

事業継続力強化計画は、単独型(個々の企業がそれぞれに作成し、認定を受ける→「自助」の備えを目指す)と、連携型(2社以上の企業が連携して作成し、参加企業全てが認定を受ける→「共助」の仕組みを目指す)の2種類があります。それぞれのタイプに沿ったセミナーや専門家派遣制度の支援が受けられます。

なお、以上の詳しい情報は、以下のURLで確認ができます。

### 中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

### 中小企業基盤整備機構

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>

(次回掲載は8月号)

## －鹿児島県からのご案内－

### 「パートナーシップ構築宣言」に係るアンケートにご協力下さい

現在、国では重要な施策の一環として、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組んでおり、鹿児島県内においても、約160社の事業所が取組に賛同の上、宣言されています。

鹿児島県では、さらに多くの事業所に御賛同いただき、宣言を推進するにあたり、各事業所における宣言への取組等について把握するため、アンケートを実施することとしました。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

#### パートナーシップ構築宣言とは？

取引先とのパートナーシップを強化するなど「**新たな共存共栄関係の構築**」を企業の代表者名で宣言（コミット）するもので、「**成長と分配の好循環**」を目指します。

#### 【主な目的】

- ✓ サプライチェーン全体での付加価値向上
- ✓ 規模・系列・業種・地域を超えたオープンイノベーション
- ✓ 地域との共生や地域貢献
- ✓ 利益もコストもサプライチェーン全体で適正にシェア
- ✓ 下請取引の適正化
- ✓ 取引条件のしわ寄せ防止

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/>

### 宣言をするとこんなメリットがあります！

#### 1. 企業の取組みを広く周知できます！

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト登録企業リストにおいて、宣言企業の宣言内容を紹介しています。また、宣言企業は、「パートナーシップ構築宣言」ロゴマークを使うことができ、名刺などに記載することで、取組をPRできます。

#### 2. SDGs を達成できます！

宣言内容の実践は、多くの企業に取り組んでいる「SDGs」（持続可能な開発目標）のうち、以下の5つの目標に対する取組みにつながります。

#### 3. 一部の補助金で加点措置を受けることができます！

パートナーシップ構築宣言の登録企業は、経済産業省の一部の補助金について優先採択を検討しています。



宣言企業が使用できるロゴマーク

#### アンケートへのご協力よろしくお願いいたします！

URL

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=b8YXdHrU>





## 令和5年4月 情報連絡員報告

令和5年4月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

### 【前月比】

「業界の景況」が若干改善した。アフターコロナの進展によって景況感は上向いていると言えるが、資材・原材料等の高騰や人手不足等を懸念する声も多く寄せられている。一方、「売上高」は6ポイント減少しており、木材・木製品や生コン、コンクリート製品等、建設資材関連業で売上が減少したことが一因と考えられる。

### 【DI値 前月比】

	前月 令和5年3月	今月 令和5年4月	比較結果
業界の景況	-6	-4	➡
売上高	0	-6	⬇
在庫数量	-9	-6	➡
販売価格	18	16	⬇
取引条件	-6	-4	➡
収益状況	-10	-9	➡
資金繰り	-8	-6	➡
設備操業度	-5	-3	➡
雇用人員	-7	-7	➡

### 【前年同月比】

「業界の景況」が6ポイント、「売上高」が1ポイント、「収益状況」が3ポイント改善した。食料品製造業、小売業、観光関連業を中心に、景気回復を感じる声が上がっており、インバウンドを始めとした観光需要の改善が影響したものと考えられる。「販売価格」は引き続き高い水準を維持しており、資材・原材料の高騰に対応するため、各業界で価格転嫁が進んでいることがうかがえる。

### 【DI値 前年同月比】

	前年 令和4年4月	今月 令和5年4月	比較結果
業界の景況	-10	-4	↗
売上高	-7	-6	➡
在庫数量	-9	-6	➡
販売価格	11	16	↗
取引条件	-10	-4	↗
収益状況	-12	-9	➡
資金繰り	-10	-6	➡
設備操業度	-2	-3	⬇
雇用人員	-9	-7	➡

※比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ↗ = +5 ~ +9 ➡ = 0 ~ +4 ⬇ = -9 ~ -1 ↓ = -10以下

※ DI 値：前年同月と比較して「好転(増加・上昇)」したとする回答数から「悪化(減少・低下)」したとする回答数を差し引いた値

## 製造業

### 食料品（味噌醤油製造業）

昨年に比べ売上は伸びたようである。旅行者など外出する人が増えたことで少しずつではあるが、売上を伸ばすところが増えてきた。しかし、原料や諸経費の高騰、人手不足は収まらず、経営環境の厳しい現実は今後もついて回るため、取り残される組合員がないよう、目配りをしていきたい。

### 食料品（酒類製造業）

(令和5年4月分データ) (単位：千円・%)

区分	R4.4	R5.4	前年同月比	
製成数量	7,180.1	7,567.5	105.4%	
移出数量	県内課税	3,272.1	3,110.3	95.1%
	県外課税	5,437.3	5,067.4	93.2%
	県外未納税	1,619.9	1,796.9	110.9%
在庫数量	190,936.1	185,647.7	97.2%	

### 食料品（漬物製造業）

連休前の受注が振るわなかったが、観光客は確実に増えている。今期の漬込みが終わったが、厳冬の影響で不作だった。

### 食料品（蒲鉾製造業）

観光客が増加し、就職・入学での移動で人流が多く、特に土産品の売上が伸びた。全体で前年比19%、個別にみると空港売店で45%、直売店で15%、百貨店で8%のアップだった。一方、電気料や原材料、副資材等の値上げも続いている。原材料のアメリカ産スケソウダラのすり身は、同月比10%の値上げである。今後どれくらいの値になるか見当もつかない。国内では、北海道のスケソウダラがほとんど水揚げされていないのが現状である。

### 食料品（鰹節製造業）

4月に入って消費も活発となっている。製造の方は良いが（鰹節）、メーカーはまだまだ値上げが追い付かずに厳しい状況である。また、サバ等は原料不足が続いている。

### 食料品（菓子製造業）

進学や転入などの時期で、土産菓子の動きなども見ら



れた。また、県内外のイベントも増えて、活気が出てきているように感じる。

#### 食料品（茶製造業）

共販実績で今年度（2～4月）の累計売上高は前年比103.3%、4月単月では92.6%であった。

#### 大島紬織物製造業

新型コロナは収まっているが、まだ厳しい状況である。

#### 本場大島紬織物製造業

検査反数は微増した。4月以降は販売会の予定がないため、9月以降の需要増に期待する。

#### 木材・木製品

原木丸太・製材製品の取扱量・取扱額ともに前年比で大幅に下落し、厳しい年度明けとなった。価格が下落しても需要は伸びず、様子見の当用買いに徹している実状である。当分は需給とも先行き不透明で、現状商況で推移するのではと予測される。

#### 木材・木製品

鹿児島県の2月分の新設住宅着工戸数は、795戸で前年同月比124%、うち木造は479戸で前年同月比103%と例年の閑散期が少しずれた模様。県産スギ丸太4m中目材の3月の価格については、前年同月比83%と約1割5分の値下げ。一方スギ製品の柱角、土台角等の価格は、前年同月比97～98%、KD材も前年同月比80%と値下げ傾向にある。木質バイオマス発電用の未利用材は、順調に素材生産が行われているものの、中国向け輸出が活発で集荷しづらい状況が続いている。

#### 生コン製造業

出荷量は90,075立米（前年比96.3%、うち官公需は

41,493立米（同比124.8%）、民需は48,582立米（同比80.5%）で、官公需が増加、民需が減少した。増加した地域は8地域（増加率順に種子島339.4%、喜界島243.0%、串木野241.7%）で、残り9地域が減少（減少率順に大隅66.0%、宮之城78.1%、屋久島80.2%）した。なお、鹿児島地域は対前年比で、官公需89.2%、民需81.9%、合計83.9%となっている。

#### コンクリート製品製造業

4月度の出荷量は、4,430トンの前年同月比81.0%となった。出荷実績は川薩地区を除く地区にて前年度同月比を下回る結果となった。特に始良・伊佐地区においては、前年度同月比60%となった。現在のところ、コロナ感染症も落ち着きを見せており、令和5年度の各市町村の公共工事に関する予算も増えているため、今後の出荷量増加に期待したい。

#### 鉄鋼・金属（機械金属工業）

中小規模の物件が減っているためか価格競争が激化し、下請けにしわ寄せが来ている。材料の値上げが続き、見積にも苦労している。仕事があっても人手不足で人材確保に向けて取り組んでいるが、厳しい状況である。

#### 印刷業

3年の延期期間を経て、国民体育大会が今年秋に鹿児島にて開催される。開催に必要なスケジュール表など、印刷物の入札における窓口を当組合が引き受けることになり、鹿児島市の当該課と執行部とのやり取りが行われ、調整後に詳細なスケジュールが鹿児島市より通達された。組合としての存在意義、組合加入のメリットと捉えたい。

## 非製造業

#### 水産物卸売業

昨年同月比で、数量80.8%、金額96.8%、単価119.8%となった。コロナも落ち着いて、入荷も安定し、売上も伸びた。飲食店も動き出し、活発になってきている。

#### 燃料小売業（LPガス協会）

5月積み中東産の液化石油ガスはプロパン555ドル（前月比増減なし）、石油化学原料のブタンが555ドル（前月比+10ドル）とほぼ横ばいであった。原油はOPECプラスの減産で高騰したが、不需要期に向かう中、産ガス国の供給は潤沢で、市況は堅調に推移した。また、米国市況についても輸出、需要ともに堅調に推移している。

#### 中古自動車販売業

4月に入り、販売が鈍くなってきている。輸出関係や鉄の価格の落ち込みにより、オークション価格も落ち込んでいる。成約率も落ち込み、今後が懸念される。

#### 青果小売業

新型コロナの終息に伴い、飲食店関係の売上が上昇している。外国人観光客も増加し、今後のインバウンドにも期待している。

#### 農業機械小売業

農家の収益状況が悪化しており、売上が振るわない。

#### 石油販売業

原油はOPECプラスの影響で価格上昇を招き、先行き不透明感が強い。したがって、国の激変緩和対策事業の出口戦略も厳しさが予想される。業界は回復の兆しはあるものの、低調な動きで推移し、依然として収益改善は厳しい。これからのドライブシーズンに期待している。

#### 鮮魚小売業

飲食店等が忙しくなっているが、入学・異動等の集まりや夜の人出はまだ少ないところが多い。風が強くと化が続いたことで入荷は少ない。タイが多く揚がるものの瘦せており、青物は少ないため、ニーズに応

えるのに苦労している。

## 運動具小売業

4月はいよいよ新年度が始まり、昨年度とは状況が違うこともあって**大分良いスタート**を切ることができている。少しずつではあるものの、このまま上向きの傾向が続いてほしい。

## 商店街（始良市）

昨年12月に始まった老朽化商業施設の解体工事がようやく終了した。更地となった敷地に何ができるのかは不明だが、大手ドラッグストアができる噂を頻繁に耳にする。いずれにしても**商店街活性化につながる施設ができることを期待**している。

## 商店街（鹿児島市）

4月は**コロナ前と比べほぼ遜色のない人出**（インバウンド含む）があり、多くの店舗が賑わいを取り戻している。その中で人手不足が深刻で、待遇の見直しを迫られている。生産性向上のため、リスキング等も必要であり、その機会を創出することも重要である。コロナ対策のゼロゼロ融資の返済については、このままの商売が進めば問題はないと考えられる。商店街では、5月に1店舗の出店を控えており、1階に限れば空き店舗は残り2店舗となるが、2階以上がなかなか決まらない。また、大手チェーン店の改装もあり、地元個店との差が出てきている。

## 商店街（鹿児島市）

コロナ前と比較すると通行量はまだ増加していない。通行客について、以前は高齢者が主であったが、**子連れ等のファミリー層を多く見かける**ようになった。

## サービス業（旅館業 / 県内）

全国的に客足は好調で、150%以上の前年比となっており、**景況は明らかに好転**している。夏季に向け、受け入れ体制を整えていきたいが、物価高による費用増に苦しんでいる。

## 測量設計業

県議会議員選挙が4月に終了し、それほど期間が経っていない中、衆議院議員総選挙というような話も聞かえてくる。国も県も、しっかりと地に足をつけて運営義務を果たしていただきたい。組合員の中で**完全週休二日制を採用する業者が年々増加**している。社員の労働環境整備が年々重要になっており、業界として出遅れないようにしなければならない。有給取得率UP・残業時間削減を進めながらの休日増加は至難の業だが、業界繁栄のため取り組みは必須である。

## 旅行業

団体旅行の動きが出てきているが、宿泊施設等の受入施設の人員不足や、全体的な物価が高騰していることに伴い、全体的な**仕入れ価格が上昇**している。

## 建築設計監理業

4月の**公共団体等の入札状況は、件数30件、契約金額約8千7百万円**で、前年同月（32件、約1億3千万円）より件数、契約金額ともに減少した。特に契約金額については、1千万円を超える案件がなかったこともあり、前年比約67%にとどまった。また、3月の新設住

宅着工戸数は650戸で、前年同月（784戸）より17.09%減少し、年度累計では9,734戸と前年度（10,006戸）に続いての1万戸台には届かなかった。

## 自動車分解整備・車体整備業

4月の前半はそれなりに車検台数が多かったが、**後半伸びがなく、前年並み**となった。4月から自賠責保険料が2年ぶりに値下げとなっている。

## 電気工事業

**材料機器等の価格は上昇傾向**にあり、先行きが読めず見積有効期限を短く設定せざるを得ない。現場数に関しては横ばい状況が続いている。

## 造園工事業

今年の4月は例年並みに推移した。新年度になり、公共機関の維持管理業務の入札も行われている。例年のように、業界を取り巻く環境は厳しいものがあり、景気が良くならなければ業務量が増えないようだ。そのため、**限られた業務件数の中で競争**が行われており、受注もままならず、受注ができて薄利の状況で、売上が増えても利益が伴わない現状である。

## 管工事業

新年度となり全体的に落ち着き感がみられる。新型コロナの感染者数の減少は、すべての業種において明るい材料ではあるが、昨今の原油をはじめとした様々な「モノ」や人件費の高騰による収益の減少に加え、住宅建設関連資材の高騰により、**必要最低限以上の設備投資を控える動き**がみられるなど、先行きは不透明な状況が続くものと思われる。

## 建設業（鹿児島市）

新型コロナウイルスが5類相当に引き下げられることとなり、**講習会等の開催は通常に戻ってきている**。馬毛島関連工事の影響等については、まだ見えてきていないが、今後も注視していきたい。

## 建設業（奄美市）

年度初めは工事の発注が少ない。

## 貨物自動車運送業

県下159運送事業者の燃料購買動向は、**前月と比較して90.23%、前年同月と比較して90.60%**に減少した。

## 運輸業（個人タクシー）

3月からマスク着用が緩和され、コロナ患者の増加を心配していたが、何とかひと安心だった。**クルーズ船の寄港や観光客の増加**等、曜日によって差はあるものの、人々が動き出している。5月からは連休や新型コロナの5類引き下げが控えているが、もう暫くは用心しなければならない。

## 運輸・倉庫業

商品値上げの影響が大きいと思われるが、**物量は昨年と比べ減少**した。野菜の出荷も遅れ気味で推移している。ゴールデンウィーク前での物量増も大幅には増えていない。燃料や油脂・人件費も上がっているため、運賃の値上げを要請しているが、なかなか進まない。

## 令和5年5月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)  
(株)帝国データバンク 鹿児島支店

**件数 8件 負債総額 2億8,400万円**

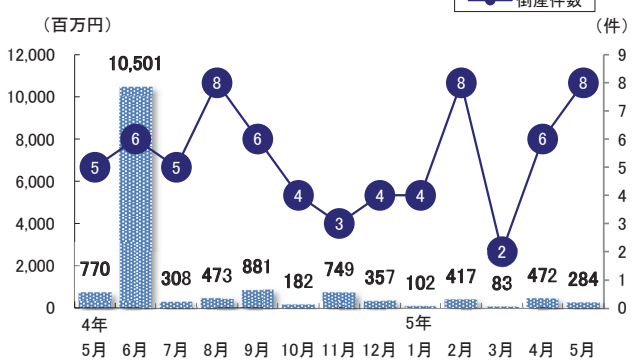
〔件数〕前年同月比3件増 〔負債総額〕前年同月比63.1%減

### ポイント

～負債総額は前年同月比減少、件数は前年同月比増加～

- ◆倒産件数は8件で前年同月比3件増加、前月比2件増加
- ◆負債総額は2億8400万円で前年同月比63.1%減、前月比39.8%減
- ◆新型コロナウイルス関連倒産は2件発生

鹿児島県の倒産推移(令和4年5月～令和5年5月)



### 【今後の見通し】

鹿児島県の5月倒産件数は8件、負債総額は2億8400万円となり、負債総額は前年同月比減少したものの、倒産件数は前年同月比3件増加となった。新型コロナウイルス関連倒産は2件、14カ月連続の発生となった。

令和5年5月29日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「物価上昇が続いているものの、コロナ禍からの社会経済活動再開の動きが続き、全体として回復傾向が強まっている」との判断を示した。生産活動では、2月のかつお節生産は5カ月連続で前年を上回り、3月の焼酎出荷量も2カ月連続で前年を上回った。また、4月の紙パルプ生産も2カ月ぶりに前年を上回った。しかし、電子部品関連では海外情勢の影響で先行きに不透明感がある。また、4月の生コン生産も8カ月連続で前年を下回った。畜産関連は、4月の子牛出荷頭数は前期並みとなったが、肉用牛枝肉価格は6カ月連続で前年を下回った。4月の豚肉相場、ブロイラー相場は前年を上回ったが3月の豚肉枝肉生産量は前年を下回り、4月の処理羽数は前年並みに留まった。また、4月の鶏卵相場は8カ月連続で前年を上回った。消費関連は、3月の家電大型専門店が前年を下回ったが、百貨店・スーパー販売や

ドラッグストア、コンビニエンスストアなどの専門量販は前年を上回った。4月の乗用車新車登録台数も4カ月連続で前年を上回った。観光関連では4月の主要ホテル・旅館宿泊客数は全国旅行支援効果やコロナ関連の規制・ルール緩和から関東、中部、韓国、台湾などからの入り込みや個人客、団体客がともに増加し、4カ月連続で前年を上回った。

5月の負債総額は前年同月比減少したが、倒産件数は前年同月比3件増加した。また、引き続き新型コロナウイルス関連倒産は14カ月連続で発生している。鹿児島県内では観光、消費関連が全国旅行支援やコロナ関連の規制・ルール緩和から一段と回復し、それに伴い食料品や酒類生産も前年を上回っているが、それと同時に人手不足リスクが急激に高まりつつある。また、いわゆるゼロゼロ融資をはじめ各種の経営支援プログラムが縮小・打ち切りとなるなか、支援策に依存してきた中小企業の「あきらめ」が色濃く表面化し、今後も倒産件数は緩やかな増加局面が続くとみられるため、今後も倒産発生状況に注視していく必要がある。

### 令和5年5月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態様	備考
(株) M	管工事	72	5,000	鹿児島市	破産	
(株) S	はちみつ製造	71	3,000	大隅地区	破産	新型コロナウイルス関連倒産
(有) M	内装工事	60	5,000	霧島・姶良地区	破産	
個人	寝具小売	29	-	大隅地区	破産	
(有) A	美容院経営	15	3,000	鹿児島市	破産	
(有) N	養豚	14	1,100	南薩地区	破産	
(株) H	はちみつ販売	13	1,000	大隅地区	破産	新型コロナウイルス関連倒産
(有) E	美容関連商材卸	10	3,000	鹿児島市	破産	

※主因別は、「販売不振」7件、「設備投資の失敗」1件

## 第62回 中小企業団体九州大会

開催日 令和5年9月7日(木)

場 所 宮崎県宮崎市  
「シーガイアコンベンションセンター」

※日帰りバスを借り上げる予定です。  
詳細が決まり次第あらためてお知らせします。

## 第75回 中小企業団体全国大会

開催日 令和5年10月11日(水)

場 所 宮城県仙台市  
「仙台国際センター」

※企画旅行を予定しております。  
詳細が決まり次第あらためてお知らせします。

## 令和5年8月

25日(金) 14:00	令和5年度 女性キャリアアップセミナー レディース交流会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
-----------------	---

## 中小企業かごしま

(令和5年度 活性化情報第1号)  
発行人：鹿児島県中小企業団体中央会  
会長 小正芳史  
〒892-0821  
鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階  
TEL：099-222-9258  
FAX：099-225-2904  
HP：<https://www.satsuma.or.jp/>  
印刷所：斯文堂株式会社  
写真協力：丸武産業株式会社

表紙・本文中で登場する  
ぐりぶー&さくらとその子供達は  
鹿児島県のPRキャラクターです♪  
©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811



情報誌へのご意見・ご要望はこちらまで  
[magazine@satsuma.or.jp](mailto:magazine@satsuma.or.jp)



### 今月の表紙

## 丸武産業株式会社(薩摩川内市)

メジャーリーガー大谷翔平選手が所属するエンゼルスが、ホームランを打った際にベンチで行うセレブレーションに使用されている兜を製造しており、一躍脚光を浴びている。

甲冑は鹿児島県の伝統的工芸品に指定されており、職人による独自の技が随所に散りばめられている。

NHK 大河ドラマをはじめ、最近では木村拓哉氏主演の映画『THE LEGEND & BUTTERFLY』でも同社製作の甲冑が使用されている。